

第2部

弁護士業務改革と
活動領域拡充に向けた
現状と展望

第1 弁護士と法律事務の独占

1 弁護士の法律事務独占と非弁行為の禁止

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を取り扱うことをその職務とするものであり、そのために弁護士法は、厳格な資格要件を設け、かつ、その職務の誠実適正な遂行のために必要な規律に服すべきものと規定している。しかし、弁護士の資格を有することなくみだりに他人の法律事件に介入することを業とする例が存在し、それを放置するとすれば、当事者や関係人の利益を損ね、ひいては法律生活の公正円滑な営みを妨げ、法律秩序を害することにつながる。かような国民の公正円滑な法律生活を保持し、法律秩序を維持・確立する公的目的をもった規定が弁護士法72条以下の規定である。

(1) 非弁護士の法律事務取扱又は周旋事案（弁護士法72条）

ア 要件

① 弁護士又は弁護士法人でない者が、② 法定の除外事由がないのに、③ 業として、④ 報酬を得る目的で、⑤ 一般の法律事件に関する法律事務の取り扱い又は一般の法律事務の取り扱いの周旋をする場合をいう（「業として、報酬を得る目的で」法律事務を取り扱うのが禁止されているところがポイントである。）。

法定の除外事由としては、以下のようなものがある。

① 弁理士は、弁理士法6条の場合と特定侵害訴訟についての訴訟代理権をもつ（弁理士法6条の2）。

② 司法書士は、簡易裁判所において請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権をもつ（司法書士法3条1項6号）。

③ 税理士は、租税に関する事項について補佐人として裁判所において陳述をすることができる（税理士法2条の2）。

④ 行政書士については、2014（平成26）年6月に行政書士法が改正され、行政庁に対する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の不服申立て手続の代理権が与えられることになった（行政書士法1条の3）。

⑤ 社会保険労務士については、2014（平成26）年11月の社会保険労務士法改正により、ADRにおいて紛争の価額120万円を上限とする単独代理権及び裁判所における補佐人としての陳述権が認められた（社会保険労務士法2条1項1号の6、2条の2第1項）。

⑥ 債権回収会社（サービサー）は、法務大臣による厳格な規制のもと、債権の回収業務を行うことができる（債権管理回収業に関する特別措置法1条、11条1項）。

イ 罰則

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（弁護士法77条3号）。

ウ 趣旨

弁護士が、基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであり、そのため、弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のために必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられているところ、かかる資格を有さず、なんらの規律にも服しない者が、自己の利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする行為を放置すれば、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、これを禁圧する必要があるとの趣旨に基づくものである（最判昭和46年7月14日刑集25巻690頁参照）。

エ 具体例

① 典型的なものが、債権管理組合・整理屋・NPO法人・探偵事務所・事件屋等による債権回収や非弁提携弁護士に対する事件の周旋である。

② 土地建物の売買等を営む者が、多数の賃借人の存在するビルについて、ビルオーナーから、その賃借人らと交渉して、賃借人らの立ち退きの実現を図るという業務（いわゆる「地上げ」）を、報酬を得る目的で業として、賃借人らに不安や不快感を与えるような振る舞いをしながら行った事案で、弁護士法72条違反の罪の成立を認めた（最判平成22年7月20日刑集64巻5号793頁）。

③ 本人訴訟による約1300万円の過払金返還請求の訴え提起が、その実質は司法書士による代理行為によるものであり、民事訴訟法54条1項本文、弁護士法72条に違反する違法なものであるとして、不適法却下された（富山地判平成25年9月10日判例時報2206号111頁）。

司法書士には、一定の要件のもと、簡易裁判所における請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の

代理権が与えられる(司法書士法3条1項6号7号、同2項、裁判所法33条1項1号)が、これを超えるものについての権限はない。この裁判例は、司法書士の訴訟代理権や本人訴訟への助力の限界について判断したものと見て注目されている。

④ 従来、多重債務者の債務整理についての司法書士の裁判外の和解権限について、受益説(弁済計画の変更によって得られる利益が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説)と債権額説(債務整理の対象となる個別の債権の価額が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説)の対立があったが、最高裁はいわゆる和歌山事件で、債権額説を採用することを明言した(最判平成28年6月27日最高裁ウェブサイト)。

もっとも、認定司法書士が140万円を超える過払金の返還請求権について委任者を代理して裁判外の和解契約を締結した場合の和解の効力については、その内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効にはならないとされた(最判平成29年7月24日最高裁ウェブサイト)。

(2) 非弁護士及び非弁提携弁護士の取締りの実情と改善点

ア 取締りの主体

非弁護士の取締りは、各単位会が行っている。

東弁のように非弁護士取締委員会と非弁提携弁護士対策本部の双方を置いて役割分担をしている会、一つの委員会が非弁護士と非弁提携弁護士の双方を取り締まる会、独立の委員会を設置せず理事者が対応している会など各単位会の対応は様々である。なお、東弁の非弁護士取締委員会では、50名ほどの委員で非弁被疑事実の調査を行っており、常時30件ほどの案件を抱えている。また、東弁の非弁提携弁護士対策本部では、非弁提携案件の調査及び措置等だけでなく、弁護士業務広告の調査及び措置等も行っており、2023(令和5)年度7月現在、委員29名で非弁提携案件8件、広告調査案件15件を取り扱っている。

イ 日弁連の取組み

日弁連は、2005(平成17)年1月「法的サービス推進本部」を組織し、2007(平成19)年3月「業際・非弁問題等対策本部」に改組した。その後、「非弁提携問題対策委員会」を2011(平成23)年2月に統合し、「業際・非弁・非弁提携問題等対策本部」と改称して現在

に至っている。業際・非弁・非弁提携弁護士対策本部では、①隣接士業等をめぐる法改正動向等の情報収集と業務範囲についての研究、②各単位会における非弁事例の紹介と検討、③非弁提携問題についての検討、④非弁取締活動に関するブロック別意見交換会の企画開催等の活動を行っている。

2 隣接士業問題

(1) 隣接士業とは

隣接士業について法定化されているものとしては総合法律支援法10条3項が「隣接法律専門職者、隣接法律専門職者団体」の責務を規定し、業務運営(同法第三章第三節)等についても同様の「隣接法律専門職者」との規定が存在する。そこで想定されているのは、司法書士、税理士、弁理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士の6士業である。このほかに公認会計士、不動産鑑定士も、隣接士業に包含される場合もあるが、公認会計士、不動産鑑定士の業務は、「法律事務」(弁護士法3条1項)ではないから、ここでは隣接士業から除く。

この6士業及び弁護士の人口は、

弁護士 4万4101人(2022〔令和4〕年5月31日現在)

司法書士 2万2907人(2022〔令和4〕年4月1日現在)

税理士 8万0163人(2022〔令和4〕年3月31日現在)

弁理士 1万1653人(2022〔令和4〕年3月31日現在)

土地家屋調査士 1万5929(2022〔令和4〕年4月1日現在)

社会保険労務士 4万4203(2022〔令和4〕年3月31日現在)

行政書士 5万0286人(2022〔令和4〕年3月31日現在)

である(日弁連『弁護士白書2022年版』50頁)。

(2) 隣接士業問題の発生

弁護士とこれらの隣接士業の関係は、司法制度改革以前までは、弁護士人口が少ない中である程度のすみわけができていたため、大きな問題とはなっていなかったが、司法制度改革により状況が変わった。

1990年代からの司法改革では、二割司法といわれた弁護士過疎の解消を目指し、法の支配を全国津々浦々に行きわたらせることを目的として行われた。

司法改革は、弁護士人口の増員と法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革がその中核をなすものである。しかるに、2001(平成13)年6月に公表された司

法制度改革審議会の意見書（以下、「意見書」という。）では、隣接士業からの要望があり（佐藤幸治ほか『司法制度改革』〔有斐閣2002（平成14）年〕288頁）、弁護士人口の大幅増員が達成されるまでの間の過渡的・応急措置である「当面の法的需要を充足させるための措置」（意見書87頁）として、隣接士業の権限拡大措置が盛り込まれた。これ以降、隣接士業による権限拡大要求に対応した権限拡大が進んでいくことになった。

（3）司法書士法の改正等

2003（平成15）年4月施行の改正司法書士法により、認定司法書士には簡裁における140万円を超えない範囲での訴訟代理権が付与され、裁判所の手続における代理権が認められた。2022（令和4）年4月1日時点で、認定司法書士は1万7863人（司法書士全体の約78%）である。

2019（令和元）年6月、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立し、2020（令和2）年8月から施行された。主な内容は、①「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」という使命規定の追加、②懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に変更、③一人司法書士法人の設立を認める、というものである。

さらに、日本司法書士会連合会は、市民の利便性、ニーズに応えることなどを理由に合意管轄による簡裁代理権、家事事件の代理権、試験合格者全員への簡裁代理権の付与等の権限拡大を求めている。

しかし、日弁連が全国津々浦々122のひまわり公設事務所を開設（そのうち2023〔令和5〕年4月1日現在の稼働数は31事務所）したことにより、1999（平成11）年当時73か所存在した弁護士ゼロ・ワン地域が2023（令和5）年4月1日以降でゼロ地域なし、ワン地域2か所となったこと、弁護士人口の大幅増員（2001〔平成13〕年1万8246人→2022〔令和4〕年4万4101人）に鑑みれば、既に二割司法の問題は解消したと考えられる。弁護士の増員達成までの間の過渡的・応急措置としてなされた権限拡大の例外措置をさらに増幅させることは、今後の司法改革の流れに逆行する要求である。

司法書士は、現在成年後見事務についても積極的に対応し、裁判所の後見人選任率は弁護士を超えている。さらに、相続・離婚事件など増加傾向にある事件につ

いての代理権獲得については、弁護士会として明確な対応をとる必要がある。

（4）行政書士法の改正等

行政書士の本来業務は、他人の依頼を受け官公署に提出する書類を作成することであったが、2014（平成26）年6月に行政書士法が改正され、行政庁に対する審査請求、異議申立て、再審査請求の不服申立手続の代理権が与えられることになった。これに基づいて2015（平成27）年12月、特定行政書士研修を修了した行政書士2428名が特定行政書士に認定され、紛争性を有する事案における手続についても書類を作成し、その手続の代理を業とすることとなった。2019（令和元）年には、その認定も4200名を超えた。

2019（令和元）年11月には、行政書士法がさらに改正され、①「国民の権利利益の実現に資すること」という目的規定の追加、②一人行政書士法人の許容、③行政書士会による行政書士に対する注意勧告に関する権限の規定が新設された（同年12月4日公布、2021〔令和3〕年6月4日施行）。これにより、行政書士によるさらなる権限拡大が要求されることが予想される。

また、日本行政書士政治連盟は、そのウェブサイト上で、聴聞又は弁明の機会付与に係る代理手続の制限の解除とADR代理権の付与を目指すことを明言している。

行政書士、行政書士会は、2001（平成13）年頃からウェブサイト等で自らを「街の法律家」と称し、積極的な宣伝活動をするようになった。これに対し、2007（平成19）年、「街の法律家」という名称を掲載したチラシ等から削除することを求めた日弁連の要請に対し、行政書士会は「当該用語は既に国民に浸透している」として、続用する旨を回答し、その後2023（令和5）年に至っても使用し続けている。

（5）社会保険労務士法の改正等

2005（平成17）年、個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続、厚生労働大臣が指定する団体が行う紛争解決手続（紛争価額が60万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要）の各代理、男女雇用機会均等法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理が、一定の能力担保研修と試験を終了した社会保険労務士に限るとの条件の下に認められるようになった。また、従来からあった労働争議への介入を禁止する規定が削除された。そこから、社会保険

労務士が、労働争議に介入できる範囲が問題となった。

2014（平成26）年11月、社会保険労務士法が改正され、①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限が120万円に引き上げられ、②事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭して陳述をすることができるようになり、③一人社会保険労務士法人の設立を認めることとなった。

2016（平成28）年3月11日、厚生労働省労働基準局監督課長は、都道府県労働局長に対し、労働争議時において、社会保険労務士は、①争議行為の対策の検討、決定に参加することはできるが、②団体交渉における代理人としての折衝や交渉妥結のためのあっせん等の関与はできない旨の通知を発し、団体交渉における代理権を否定した。

全国社会保険労務士政治連盟は、労働審判手続における代理権、個別労働関係紛争に関する簡裁訴訟代理権の付与を要望している。

(6) 土地家屋調査士法の改正等

2005（平成17）年、筆界特定手続における単独代理権が付与された。また筆界特定をめぐる民間紛争解決手続について、一定の能力担保研修の修了と法務大臣の能力認定を受けた認定土地家屋調査士について、代理、相談業務が認められた。

2019（令和元）年6月、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立し、2020（令和2）年8月から施行された。主な内容は、①「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」という使命規定の追加、②懲戒権者を法務局または地方法務局長から法務大臣に変更、③一人土地家屋調査士法人の設立を認める、というものである。

(7) 弁理士法の改正等

2005（平成17）年、日本知的財産仲裁センター、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）での工業所有権の紛争に関して、著作権についての代理業務が職務範囲に追加され、また、2007（平成19）年、弁理士が取り扱える特定不正競争行為の範囲が拡大された。2014（平成26）年、特許法の改正、商標法の改正など、

知的財産権に関する関連諸法が改正されている。

また、2021（令和3）年、農林水産関連の知的財産権（植物の新品種・地理的表示）に関する相談等の業務について、弁理士を名乗って行うことができる業務として追加するとともに、法人名称の変更や一人法人制度の導入等の措置を講じた。

(8) 隣接士業問題に対する今後の方針

上記のとおり、隣接士業の法改正を求める権限拡大要求は極めて大きな政治力を有している。また、法改正に先行して法律の拡大解釈等、運用による既成事実化により、権限の事実上の拡大も日々進行している。弁護士の法律事務の独占は事実上例外の範囲が拡大し、弁護士ではない法的サービスの担い手とされる隣接士業により浸食されている。ただ、本来弁護士が担うべきとされる裁判所における業務について、認定司法書士の簡裁代理権の範囲につき争いとなっていたが、最高裁は「個別債権額が140万円以下」と判示して法律の拡大解釈に歯止めをかけたことは評価できる（前掲最判平成28年6月27日判決）。

しかしながら、これらは司法改革審議会意見書の立場からも、弁護士人口の増加が行われるまでの当面の措置であったのであるから、相当程度法曹人口増が実現した現在、隣接士業の権限拡大を内容とする法改正は認められるべきではなく、また、当面の法的需要の充足という見地からすれば、この需要充足の達成度を検証し、場合により改正による措置の廃止も視野に入れて検討がなされなければならない。

この点について、意見書では、将来「各隣接専門職種の制度の趣旨や意義」「利用者の利便」「利用者の権利保護の要請」等の視点から、法的サービスの在り方を含めて総合的に検討することとされていた。

当時の「将来」が、既に「現在」の課題となり、当時の制度設計は見直されるべき時期にきている。ところが、当時は応急措置とされたはずの隣接士業の拡大された権限が、事実上後戻りのできない極めて困難な既成事実と化してしまっている。それどころか、2019（令和元）年に至って、司法書士法、行政書士法及び土地家屋調査士法が改正されて使命規定が追加されるなど、さらなる権限拡大の布石が打たれている。

この問題の総合的な検討は、我が国の「法の支配」をどの担い手によってどのように進めていくかという極めて重要な政策課題であるが、当面は、次のような

対応が必要であろう。

ア 各隣接士業の権限拡大に向けた立法活動に対し、積極的な意見表明をし、現実的な対抗運動をする必要がある。

日弁連は、日本弁護士政治連盟とも連携して、その実現にあたる必要がある。

イ 個別案件についての既成事実化に対する対応が必要である。違法な非弁行為を覚知したときは、毅然とした対応を迅速に取れるよう、調査体制を強化する必要がある。また、各弁護士会ウェブサイト等で、弁護士と司法書士・行政書士等との違いや、「離婚」「遺言・相続」「債務整理」「交通事故」等の分野でそれぞれの士業ができることについて説明するとともに、委員会ブログ、ツイッター（現X）、インスタグラム等も活用して非弁活動に巻き込まれないように市民に注意喚起して、その理解を手助けする必要がある。その意味で、東弁ホームページ（東弁にできること）にて、弁護士と司法書士・行政書士との違いをわかりやすく公表したことは評価できるが、税理士・社会保険労務士等と弁護士との違いについても公表することが望ましい。

ウ さらに直接的な対応ではないが、もっとも根本的なところにおいて重要な観点から、より広汎な弁護士業務を展開することが必要である。弁護士が国民のあらゆる法的ニーズに応えるという立場に立って、例えば過疎地での弁護士業務の一層の充実、業務の新分野での対応、専門性の高い分野での対応等を進めることである。司法書士との関係でいえば、成年後見制度での受任体制の整備・不祥事対策、簡裁事件・少額事件への対応、税理士との関係でいえば、税務の専門性の高い弁護士による不服申立ての対応の強化、弁理士との関係でいえば、知財の法律相談体制の一層の整備、社会保険労務士との関係でいえば、団体交渉や労働審判事件への取り組みの一層の強化、行政書士との関係でいえば、入管問題に対応する弁護士の強化、弁護士による外国人の入国から出国に至るまでのあらゆる法的問題への一貫した対応、行政不服審査申立てについて関与する弁護士の体制の強化などである。これらの諸分野での活動を一層強化することが、隣接士業の権限拡大の立法事実を消すことになることを十分に理解した活動が重要である。

エ 弁護士と隣接士業との役割分担・協働の視点も重

要である。

隣接士業は、これまでそれぞれの歴史の中で、様々な国民・市民の要望に応じてきた側面も有する。しかし、隣接士業が果たしてきた役割は、司法の担い手ではなく、各限定的な分野での専門性である。そのことを前提とすると、隣接士業に、限定的な訴訟代理権を付与するという方向性ではなく、弁護士と協働するなどの手法で、それぞれの業務の特殊性を生かしつつ、そのニーズに応えることが肝要である。むしろ隣接士業者が法改正による新権限について単独で業務を営むという視点ではなく、弁護士と協働してより多くのニーズに応えるという視点こそが重要というべきである。そのことにより非弁活動も防止することが可能となる。

経費共同によるワンストップサービスの事務所あるいは隣接士業間での連携を可能とするネットワーク造りなど、いくつかの工夫が検討される。これらのネットワークは弁護士業務にとってもアクセスポイントとしての役割を果たすし、弁護士から隣接士業への登記や税務申告の依頼といった形で業務上の連携を充実させるなど、共存共栄が模索されるべきである。

3 ADR・ODR・AIに関する問題

(1) ADRについて

ア 法の制定と制度見直しの動向

2004（平成16）年12月、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が制定された。同法は、ADRが第三者の専門的知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続としての重要性をもつことに鑑み、基本理念と国等の責務を定め、民間紛争解決手続業務に関する認証制度や時効中断等に係る特例を規定している。

ADR法は2007（平成19）年4月に施行されたが、同法の附則2条では施行後5年を経過した場合は施行状態を検討し所要の措置を講ずると規定し、2012（平成24）年がその制度の見直しの時期となっていた。2011（平成23）年、ADR協会はワーキンググループを立ち上げ、2012（平成24）年4月に見直しに関する提言案を法務大臣に提出した。

法務省は、2013（平成25）年2月に「ADR法に関する検討会」を設置して制度及び運用について議論し、その結果を2014（平成26）年3月、「ADR法に関する検討会報告書」として公表した。その内容は、いずれ

の論点も将来の課題として検討を要するもの
あり、具体的な法改正の内容に踏み込んだものでは
なかった。

なお、注意すべきは、現在、民間紛争解決手
続業務に関する認証要件の一つとして、弁護士の
助言を受けることができるようにする措置を定め
ていることが必要とされているところ、これを
緩和して弁護士の関与を不要とすべきである
との意見があるとされていることである。弁護
士会としては、このような制度改革論には反対
していかなければならない。

イ ADR手続代理

2005（平成17）年4月、司法書士、弁
理士、社会保険労務士、土地家屋調査士の4
職種について、ADRにおける当事者の代理人
としての活用を図るための法整備が行われた。
なお、税理士、不動産鑑定士、行政書士につ
いて、ADR法施行後の手続実施者としての実
績等が見極められた将来において再検討され
ることとなった。

税理士、不動産鑑定士、行政書士に対する
手続代理権付与問題については、これら関連
団体が行うADR手続主宰者としての実績を
十分に見極めなければならない。安易なADR
手続代理権の付与は、紛争当事者たる国民に
かえって有害となることもあることを銘記す
べきである。

ウ 弁護士会ADRの課題

東弁は、弁護士会ADRとして紛争解決セ
ンターを運営している（1994〔平成6〕年、
あっせん仲裁センターとして設置され、2005
〔平成17〕年に現在の名称に変更された。）。
弁護士会ADRは、そのADR法以前から存在
するという歴史的経緯から、ADR法の認証を
受けていないものであるところに特色がある。

上記一般ADRに加え、東弁には東京三
会が連携して運営をする6種類の専門ADR
がある（①医療ADR、②金融ADR、③学
校ADR、④災害時ADR、⑤国際家事ADR、
⑥養育費ADR）。

しかし、弁護士会ADRは、有用な制度
であるにもかかわらず、東弁紛争解決セ
ンターにおいては、受理件数が概ね年間100
件未満に止まるなど事件数が少ないのが問
題点であり、今後一層、広報等の利用促進
策を工夫する必要がある。

また、東弁は、④災害時ADRについて
所管を災害対策本部としているが、一弁や
二弁のように裁判外紛

争解決手続を一貫して紛争解決センターが
所管できるようにすべきである。

(2) IT・AIの発展とODRについて

ア ODR活性化検討会の設置

近年、ITの飛躍的進歩によってオンライン
による多方面かつグローバルな情報・サー
ビスの提供・交換・共有が可能となった。さ
らに、ここ数年、AI（人工知能）技術が大
きく発展・進化し、法律サービスにおける
ITの活用により、オンラインでの紛争解決
手続であるODR（Online Dispute Reso
lution）が注目を浴びるようになった。こ
れを受けて政府に2019（令和元）年9月「
ODR活性化検討会」（以下、「活性化検討会」
という。）が設置され、7回の会議の後、翌
2020（令和2）年3月、活性化検討会に
よって「ODR活性化に向けた取りまとめ」
が発表された。

イ 紛争処理の流れとODRの概念

活性化検討会の取りまとめは、紛争処理
の流れを、①検討フェーズ（当事者が情報
収集をする段階）、②相談フェーズ（当事
者が相談機関に相談する段階）、③交渉
フェーズ（当事者同士の交渉段階）、④
ADRフェーズ（調停人の関与の下で紛争
解決を図る段階）、⑤民事訴訟フェーズ
（裁判所における民事訴訟によって解決
を図る段階）の5段階に分析し、検討す
べきODRの概念を、上記①から④の各
フェーズにおけるIT・AIを活用した法的
サービスや紛争解決手続を指すものと概
念規定している。

ウ ODRに期待される役割・メリット

ODRは、オンラインでの相談や紛争解決
手続を実施することにより、遠隔地に所在
する当事者間での相談や紛争解決手続の
実施が可能とするだけでなく、相談機関
やADR機関に赴くための時間的・経済
的コストを大幅に削減することにより、
これまで泣き寝入りや余儀なくされて
いた紛争を顕在化させ、現実的な司法
アクセスを保障する可能性がある。また、
大規模災害や感染症の影響の下でも
司法アクセスを確保するため、その導
入が期待されている。

エ ODRの問題点

ODRでの解決が必要となる事案は、
通常法的紛争状態にあるから「法律事
件」にあたり、当該事案に対して法的
見解を述べることは「鑑定」にあたる
から、弁護士及び弁護士法人以外の者
が業として行えば非弁行為となって
弁護士法72条に違反するのではないかと

いう問題がある。

活性化検討会とりまとめは、この点に関し、①検討フェーズにおいて、一般的な法情報を提供すること、②相談フェーズにおいてチャットボット等の自動応答方式のIT・AI技術を活用すること、③交渉フェーズにおいてオンライン上で交渉のための場を提供することは、いずれも直ちに弁護士法には違反しない、④ADRフェーズにおいて、民間事業者がADR法に基づく認証を取得すれば、和解あっせんも適法に行うことができる、としている。

しかし、どこまでが一般的な法情報の提供なのか、和解の場の提供と実質的な和解あっせんの違いは何か、といった点は不明確であり、ODR事業者には弁護士法違反のリスクが伴う。そして、その解決について、活性化検討会とりまとめは、今後の議論が期待されるとして結論の明言を避けている。

日弁連は、2019（令和元）年12月の理事会で、ODRに関し、正義へのアクセスという点はポジティブに評価しつつ、弁護士法72条を揺るがすことはできないとしている。

オ ODR推進検討会の設置

政府は、2020（令和2）年7月17日の閣議決定（成長戦略フォローアップ）において、「プラットフォーム型の電子商取引を介した消費者取引に関するプラットフォーム事業者によるODRの設置の推進等に関する検討を2020年度中に進める」として、「ODR推進検討会」（以下、「推進検討会」という。）。を設置し、2020（令和2）年10月12日に第1回推進検討会を開催し、2022（令和4）年2月28日までに、18回の推進検討会を開催して、2022（令和4）年3月、同検討会により「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」が取りまとめられた。推進検討会の基本方針には、「ODRに関する基本認識」と「ODRの推進目標と推進策等」とが記載されている。

推進検討会の基本方針の策定過程において、日弁連は、2022（令和4）年1月21日、意見書を取りまとめ、これを法務省へ提出している。

カ 弁護士会としての視点

弁護士会としては、ODRの議論にあたり、弁護士法72条を改正するとか、その例外を安易に認める立法がなされるといった事態が発生しないよう、常に警戒

しなければならない。

(3) AIによる契約書審査サービスについて

AIや法曹無資格者による契約書のレビューサービスの弁護士法72条への抵触については、グレーゾーン解消制度における法務省の回答があり（2022〔令和4〕年6月6日回答、2022〔令和4〕年7月8日回答、2022〔令和4〕年10月14日回答）、これら回答のいずれもが、弁護士法72条違反の可能性を指摘している。

さらに、法務省は、2023（令和5）年8月1日、「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」と題するガイドラインを公表し、やはり、上記のサービスが一定の範囲で弁護士法72条に違反する可能性に言及している。

弁護士会としては、弁護士の業務が将来的にAIに取って代わられるような事態は避けなければならない。

4 サービス問題

(1) サービス法の成立、施行

民間サービス制度の創設を内容とする「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下、「サービス法」という。）は1998（平成10）年に成立し、翌1999（平成11）年2月に施行された。

サービスが行う債権回収業は、「弁護士又は弁護士法人以外のものが委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって管理及び回収を行う営業をいう」（同2条2項）とされ、弁護士法72条、73条の禁止の例外が容認された。

(2) サービス法の改正

2001（平成13）年、サービス法改正により、これまで取扱い債権の範囲が、銀行等の金融機関の貸付債権等に限定されていたものを、貸金業者の有する貸金債権、資産流動化法上の特定資産である金銭債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権等を含むものに大幅に拡張された。また、従来は利息制限法の制限を超える利息・賠償額の支払約束のある債権の履行要求が禁止されていたのが、制限利息に引き直せば、元利金を含めて請求することが許容された。

(3) サービス法再改正問題

業界団体である全国サービス協会（2009〔平成21〕年4月に一般社団法人化）は、取扱い債権の飛躍

的拡大を求めてロビー活動を継続している。

サービサー協会の働きかけにより、2013（平成25）年6月、自民党内に「事業再生・サービサー振興議員連盟」が設立され、債権回収業に関する特別措置法改正の動きがあることから、日弁連の担当委員会である「債権回収会社に関する委員会」では2014（平成26）年1月からサービサー協会との間で意見交換を行い、その結果、事業再生にかかる債権及び公共サービス部門債権については、対象とすることは認められないとする意見を日弁連会長宛てに提出した。このような経過から、サービサー協会では日弁連との意見交換の結果を踏まえ法改正の要望書を取りまとめ、法務大臣宛てに提出した。改正法案の情勢としては、2014（平成26）年秋の臨時国会への提出を目指して準備が進められたが、同年11月の衆議院の解散によって先延ばしとなった。その後2019（令和元）年通常国会への提出を目指し、改めて準備が進められていたが、提出されないまま閉会となった。その後も、改正のための調整が進められている模様である。

サービサー法の再改正問題は、弁護士制度の根幹を揺るがしかねない大問題であるから、法改正の動きが具体化したときには、弁護士会としても直ちに対応しなければならない。

5 非弁提携問題

非弁活動は、弁護士や弁護士法人でない者が法律事務を行うことを禁じたものであるが、弁護士がこのような非弁活動を行う者と結託し、非弁活動が助長されることがないように、あわせて、弁護士の非弁提携が禁止されている（弁護士法27条）。

弁護士法27条は、弁護士や弁護士法人が、非弁活動を行う者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させることを固く禁止している。しかし、非弁提携問題は相変わらず後を絶たず、弁護士会としては国民の適正な権利擁護を実現するとともに、社会正義を実現しつつ、国民・市民が法律生活における公正円滑な営みができるよう努力を重ねるとともに、こうした非弁提携の根絶に向けてさらに注力しなければならない。

6 弁護士報酬のクレジットカード決済

(1) 経緯

日弁連は、1992（平成4）年2月25日付け見解により、弁護士がクレジットカード会社と加盟店契約を締結することは不相当であるとしたうえで会員に自粛を求めた。

これは、当時のカード利用料金が、カード利用額の1割を超えるなどの率であったために、主として弁護士報酬の一部を金融会社が取得することが非弁提携を禁じた弁護士法に違反するおそれがあるとされたからである。

(2) 現在の日弁連の見解

その後、クレジットカードの利用が社会に浸透し、自治体、公共料金、医療機関、他士業の報酬等の支払いもカードでできる時代となり、利用者の利便性の観点から非弁提携禁止の意義に対し再検討が求められてきた。2002（平成14）年には一弁がカード利用を認めるべきとの意見書を出した。その後の検討により、インターネットでの法律相談は、過疎地の依頼者に質の高い相談を容易にしており、その相談費用はカード決済以外には考えがたく、カード利用の必要性が明らかとなってきた。業務改革委員会では、問題点を検討した上で、カード会社との協議を重ねながら、カード手数料を3%以内とするとの約束をとりつけ、2006（平成18）年6月に「弁護士会は弁護士のカード利用を否定できない」旨の意見書を提出した。

上記の業務改革委員会の意見書をもとに日弁連内での議論がなされ、消費者委員会の強い反対に一定の配慮をしつつ、日弁連は、2009（平成21）年3月30日、クレジットカード決済の利用そのこと自体が直ちに懲戒処分の対象になるものではないとしつつ、「問題点について十分注意の上慎重に対応されるようお願いいたします。」と会員に要請するに至った。注意すべきポイントとして指摘されている主な点とその対応は以下のとおりである。

ア 秘密保持義務（弁護士法23条、基本規程23条）違反への留意

上記要請によれば、弁護士と依頼者との間で紛争を生じ、依頼者がカード会社への立替金の支払を停止あるいは拒絶した場合等に、依頼者に対し立替金請求をしようとするカード会社からの求めに応じて弁護士が依頼を受けた法律事務に関する情報を開示するとすれ

ば、それは、弁護士法上の秘密保持義務違反となるおそれがあるとされている。

イ 債務整理や倒産手続の着手金をカードで決済しない

依頼者が当該カード会社に対する立替金の支払ができなくなることが見込まれるにもかかわらず着手金をカード決済すれば、カード会社は立替金債権を、事実上回収できなくなってしまう。このような行為は、カード会社を欺く行為であって、品位を失うべき非行に該当し、懲戒事由となりうる（弁護士法56条1項）ので注意しなければならない。

7 隣接士業との協働と弁護士法72条・27条

弁護士が、司法書士、税理士、弁理士等の隣接業種と協働して業務を遂行することは、業際分野の処理能力の向上等に有用であり、その協働を一歩進めた隣接業種との共同事務所は、ワンストップ・サービスとして依頼者にとっても有用である。1997（平成9）年の日弁連第10回業務対策シンポジウムでワンストップ・サービスについての議論がなされ、隣接士業との収支共同は弁護士法72条、27条に反するが、経費共同は可能であるとしつつ、弁護士の職務の独立性、弁護士倫理（守秘義務・利益相反等）が損なわれないようルールを策定すべきであるといった意見が、日弁連の弁護

士業務改革委員会や大阪弁護士会（2003〔平成15〕年3月）から出されるなど一般的になっていた。

しかし、2011（平成23）年以降、弁護士会は、弁護士による預り金横領事件等弁護士不祥事の多発で、その対応に追われるようになる。さらに、行政書士による交通事故事案の交渉、非弁護士によるネット情報削除、不動産業者の賃料減額交渉、司法書士との非弁提携により弁護士が有罪判決を受けて弁護士登録を抹消される事案などの非弁・非弁提携事案が見受けられるようになり、ワンストップ・サービスとこれに伴う規定改定についての議論もいつしか下火になってしまった。2019（令和元）年10月の中部弁護士会連合会の定期大会シンポジウムでは、非弁・非弁提携問題に取り組む宣言が採択されたが、その宣言に隣接士業との協働の必要性は触れられていない。

こういった流れに対しては、現状、他士業法人に雇用される新人弁護士も増えており、非弁提携に陥らないようにするにはどうすべきか、といった観点からも、隣接士業との関係について、早急な規定の整備が必要であるとの意見もある（馬場健一「依頼者保護か弁護士のプライドか」ジュリスト1532号72頁参照）。

改めて、隣接士業との関係について、具体的な検討が迫られているといえる。

第2 その他の領域への進出

1 会社法上の社外取締役等への進出

(1) 現状と問題の所在課題

ア 社外取締役制度の現状を取り巻く現状

社外取締役については、従前、会社法に規定が置かれてはいたものの設置義務は特になく、各社の判断に任されていた。

しかし、改正会社法を議論した法制審議会での附帯決議を受け、東京証券取引所（東証）は、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。」とする有価証券上場規程の改正を行い、2014（平成26）年2月から実施した。その後、東証は、「コーポレートガバナンス・コード」を上場規程として定め（2015〔平成27〕年6月施行）、独立性の高い社外取締役を「少なくとも2人以上選任

すべき」と明記し、独立社外取締役の複数化、多様性確保を求めた。更に2018（平成30）年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂では、社外取締役の選任に関し「適切な知識・経験・能力」に加え「ジェンダーや国際性を含む多様性」の十分な確保が明記され、専門的知見を有する弁護士、とりわけ女性弁護士にとっては大きな需要が見込まれるようになった。

2019（令和元）年12月の法改正（2021〔令和3〕年3月施行）では、金融商品取引法の適用会社である監査役会設置会社（いわゆる上場会社）には、社外取締役の選任が法的に義務付けられるに至り（法327条の2）、また、東証は、2022（令和4）年4月、企業の成長や海外からの投資を促進すべく、従来の1部、2部、マザーズ、ジャスダックの4つの市場区分を「プライム」「ス

スタンダード」「グロース」の3市場に格付け再編し、これに先立つ2021（令和3）年6月には改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、このプライム市場に上場する企業には気候変動リスクに対する情報開示に加え、取締役会の3分の1以上を独立した社外取締役で構成することを求めた。

イ 社外監査役

2006（平成18）年に施行された新会社法においては、新しい監査制度が規定され、原則として監査役は会社の定款により定める任意的設置機関とされたものの、監査役会設置会社（監査役会を置くことを定めた会社、又は監査役会を置かなければならない会社〔大会社かつ公開会社で、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除くもの〕）については、2001（平成13）年の改正法施行後の商法特例法を踏襲し、監査役三人以上のうち半数以上は社外監査役である必要があるとされた（法335条3項）。監査役の選任に関しては、また、コーポレートガバナンス・コードに「必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材」が選任されるべき旨が明記されており、今後も社外監査役としての弁護士に対し、益々の需要が期待されている。

ウ 指名委員会等設置会社

2014（平成26）年会社法改正により、監査等委員会設置会社制度が新設された関係で、従来の委員会設置会社、つまり、定款に基づき監査委員会（取締役ないし執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選任・解任等）、報酬委員会（取締役・執行役の報酬の決定、報酬額等の決定）、指名委員会（取締役の選任及び解任に関する議案等の決定）、及び1人以上の執行役を設置している会社は、指名委員会等設置会社と名称が改められた。各委員会は取締役3人以上で構成され、そのうち、前述のとおり半数は社外取締役でなければならないため、指名委員会等設置会社の場合、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

エ 監査等委員会設置会社

この制度は、2014（平成26）年会社法改正により新たに創設された機関設計の制度であり、監査役会に代わって過半数の社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会が、取締役の職務執行の組織的監査を担うという制度である。監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的性格を帯びた第三の機関設計として、上場会社の間で急速に広まりつつある形

態である。この制度を採用する場合も、3名以上の取締役で構成される監査等委員会の半数が社外取締役でなければならないため、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

オ 展望及び課題

ア 上記のとおり、2021（令和3）年3月施行の法改正により、上場会社と委員会設置会社には、社外取締役の設置が義務付けられた（法327条の2）。また、2021（令和3）年6月に公表・施行された東京証券取引所の改訂コーポレートガバナンス・コードにおいては、市場区分により、それぞれ下記の独立社外取締役についての選任基準が示された。

・プライム市場：取締役会において、少なくとも、独立社外取締役を3分の1選任すべきであり、過半数を推奨する。

・スタンダード・グロース市場：取締役会において少なくとも2名以上を選任すべきであり、3分の1以上を推奨する。

イ 「コーポレートガバナンス白書2023」によれば、2022（令和4）年現在、プライム市場において、独立社外取締役を2名以上選任する会社が99.2%、3分の1以上選任している会社が92.1%であるが、過半数を選任している会社は、12.1%である。

また、独立社外取締役における弁護士の割合は、従来より「他の会社の出身者」に次いで高く、2016（平成28）年16.1%（986人）、2018（平成30）年16.0%（1172人）、2020（令和2）年16.3%（1442人）、と上昇傾向であったが、2022（令和4）年16.1%（1745人）になっており、割合的には若干下落しているものの全体的には増加傾向であると言える。

以上を前提とすると、今後も益々社外取締役における弁護士の需要は高まっていくことが予想され、社外監査役、社外取締役は更に弁護士の活躍の場となっていくことは必然である。

ウ 言うまでもなく、近年、企業経営ないし企業活動においては、その適正化ないし社会的責任（CSR）、法令遵守（コンプライアンス）に対する要請も益々強まってきていることに加え、経営の面でも国連の開発目標であるSDGsや機関投資家によるESG投資が注目されている（第4部第2章第4参照）。弁護士は、社外取締役や社外監査役として、これらの場面においても非常に有用な役割を果たしうるのであり、そのことが社会

全体においてさらに認識されるよう広報していくことが重要である。現在、下記のような弁護士会による女性社外役員候補者名簿提供事業等の取り組みにもかかわらず、企業の側からも、弁護士資格のある社外取締役を探しているが、どこに適任者がいるのか、また、誰にコンタクトしていいのかといった声も未だ多く聞かれるところであり、弁護士が社外取締役又は社外監査役として果たし得る役割を周知し、名簿をより活用してもらうための一層の広報活動や名簿の改良・工夫が必要である。また、弁護士会は、上記候補者名簿の提供事業のみならず、弁護士と企業そして市民の経済活動とをより実質的に繋ぐ仕組みづくりを今後も検討実施していく必要があると考えられる。

(2) 弁護士会の取り組み

日弁連においては、この間、企業活動における不祥事を踏まえ、CSRに関する研究に継続的に取り組んできており、企業活動への関与の方策を探るべく検討している。また弁護士の職責上、社外取締役、社外監査役等として有効に機能すべき能力を備えており、企業からの需要も高まる中、より多くの企業に有為の人材を供給すべく、商工会議所、経団連等の経済団体との間における懇談や他士業との交流も開催してきた。

さらに、2014（平成26）年の内閣府男女共同参画局の「はばたく女性人材バンク」事業への日弁連に対する協力要請を受け、また、企業の多様な人材確保のニーズに対応すべく、2015（平成27）年9月以降現在までに、女性社外役員候補者名簿提供事業が9つの弁護士会（東京・第一・第二・神奈川・栃木・大阪・兵庫・愛知・福岡）で実施されてきている。そして同事業に関しては、これまでに内閣府や経産省、経団連、経済同友会他様々な団体との共催で、コーポレート・ガバナンスとダイバーシティをテーマとするシンポジウムを毎年開催し、弁護士とりわけ女性弁護士がコーポレートガバナンス・コードの実現にどのように寄与できるかにつき企業に積極的にアピールしてきた。

上記のとおり現状や国際的潮流に鑑みれば、弁護士は企業活動に対しても、独立社外取締役、同社外監査役としてこれまで以上に、より積極的に関与していくべきである。弁護士会としては、これまでの実績を丁寧に検証しつつ、今後は、上記女性社外役員候補者名簿提供事業にとどまらず、より多くの弁護士が社外取締役や社外監査役として参画できるような仕組み作

り（男性も含めた社外役員候補者名簿・人材バンク立ち上げや、弁護士社外役員に関する広報活動、さらにマッチングの仕組み作り等）も含め、弁護士会としてより積極的かつ効果的な施策を講じる必要がある。

2 中小企業支援（日弁連中小企業法律支援センター・東弁中小企業法律支援センター）

(1) 日弁連中小企業法律支援センター

ア 設置の経緯

日弁連が、2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月にかけて全国の中小企業に対するアンケート調査を行った結果、中小企業にとっては、弁護士は「裁判等の法的手続を行う専門家」ではあるが、それ以外の日常的な法的問題への対処のための相談相手とは認識されておらず、実際、そのような形での利用もされていない、というのが実情であり、他士業（特に、税理士）がその受け皿となっていることが浮き彫りとなった（なお、上記調査結果を踏まえ、第2回の調査が2016〔平成28〕年に実施されている。詳しくは後述する）。

イ 全体像

このような事情を背景に、これまでに実施した各委員会における議論や活動の成果を踏まえて、①中小企業のニーズに応えることを徹底的に追求、②中小企業の弁護士に対するアクセス障碍の解消、③弁護士の中企業の法律問題への対応能力、実践的なスキルの向上、④組織的かつ全国的な対応ができる体制の整備の4つを活動の基本方針として、日弁連中小企業法律支援センターが設置された。そして、現在、①広報部会、②企画・開発部会、③ひまわりほっとダイヤル運営部会、④事業再生プロジェクトチーム、⑤海外展開支援チーム、及び⑥創業・事業承継プロジェクトチームが設置され、それぞれ活発に活動を行っている。同センターの具体的な活動内容としては以下に述べるとおりである。

ウ 「ひまわりほっとダイヤル」の運営

日弁連中小企業法律支援センター（通称「ひまわり中小企業センター」）では、2010（平成22）年4月1日から、中小企業から弁護士へのアクセス改善のために、全国共通の電話番号により相談を受け付ける「ひまわりほっとダイヤル」の運用を開始した。これは、「ひ

まわりほっとダイヤル」全国共通電話番号に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口で電話を受け、折り返しの電話で弁護士との面談予約などができるというサービスである（オンライン申込も可）。「ひまわりほっとダイヤル」運営開始の2010（平成22）年度から2022（令和4）年度までの累計受電数は20万件を超え、累計相談実施件数も8万件を超えるまでになった。なお、受電数・相談実施件数とも毎年増加傾向にある。

このことから、「ひまわりほっとダイヤル」の設置・運営は、中小企業のアクセス障害解消の一助となっていることが窺われる。「ひまわりほっとダイヤル」は一部の弁護士会を除き、初回相談最初の30分の相談料を無料としており、中小零細事業者のセーフティネットとしての役割も果たしている。

「ひまわりほっとダイヤル」は発足から10年以上が経過し、制度の見直しの時期に来ているため、同センターでは「ひまわりほっとダイヤル運営部会」を立ち上げ、今後のシステム改善等についての検討をしている。

エ 広報活動

ひまわり中小企業センターでは、「ひまわりほっとダイヤル」の事業展開に応じてチラシを作成し、各地の弁護士会、中小企業支援団体のナショナルセンター等に配布している。また、同センターでは、日弁連のウェブサイト内に同センターのウェブサイトを立ち上げ、中小企業支援にかかわる情報提供を行っている。また上記ウェブサイトを活用すべくリスティング広告及びFacebookを利用し、一定の効果を上げている。その他、雑誌への記事及び広告掲載や商工会議所の会報へのチラシ同梱、動画広告・Web広告等、新たな広告媒体の開拓を試みている。

オ 全国一斉無料相談会・講演会

中小企業のアクセス障害解消に向けて、一年に一度、全国的に一斉無料相談会及び一部の単位会ではシンポジウムや講演会等の企画も併せて行っている。

カ 中小企業関連団体との意見交換会

ひまわり中小企業センターでは、2010（平成22）年9月以降、各地の弁護士会との共催により、当該地域の中小企業関連団体の方を招いて、2019（令和元）年9月までに20か所以上において意見交換会を実施している。それを通して、中小企業関連団体の方々に弁護士業務の理解を深めてもらうことができ、各地の弁護

士会との連携促進の一助となっている。

キ 中小企業のニーズに応えられる弁護士の育成

ひまわり中小企業センターが中小企業への法的サービス供給を推進するに際しては、その担い手である弁護士が中小企業の要望に的確に応えられるよう、同センターでは、中小企業関連業務に関するeラーニングのコンテンツの制作及び特別研修の開催も行っている。

ク 中小企業の海外展開支援活動

前述のように中小企業の海外展開のニーズの高まりとともに、ひまわり中小企業センターでは、国際支援部会を設置したが、それとともに、日弁連内では、同センターの他、外国弁護士及び国際法律業務委員会、日弁連知的財産センター、日弁連研修センター、若手法曹サポートセンター等の日弁連内の関連委員会から人を得て中小企業海外展開支援ワーキンググループが設けられ、日弁連は、2012（平成24）年5月には、JETRO及び東京商工会議所との間で、中小企業の海外展開支援に関して連携協働する旨の協定を締結し、現在に至るまで日弁連中小企業海外展開支援弁護士制度を展開している。

ケ 中小企業庁及び支援諸団体との連携

日弁連は、中小企業庁との間での連携を強化し、ひまわり中小企業センター委員と中企庁担当者との間で定期協議を開催し、情報交換を行っている。支援団体との関係では、2011（平成23）年4月27日付けで、日弁連と日本政策金融公庫との間で、中小企業支援等の支援に関する覚書を締結している。

コ 特定調停スキームの策定と事業再生キャラバン

日弁連は、裁判所の特定調停の手続を用いた事業再生支援を提案し、最高裁とも協議を重ね「特定調停スキーム」を策定した（2013〔平成25〕年12月より運用開始）。特定調停スキームの周知及び普及のため、地域の経済産業局や金融機関と共同して、各地で特定調停スキーム活用セミナー（通称「事業再生キャラバン」）を開催している。

サ 創業支援

少子高齢化による中小企業数の減少は、日本経済全体の衰退を招きかねない深刻な問題である。そこで、ひまわり中小企業センターは、新たな中小企業の誕生を助けるため、創業支援に力を入れている。

具体的には、第19回（2015〔平成27〕年開催）弁護士業務改革シンポジウムで創業支援を取り上げた他、

2016（平成28）年にはセンター内に創業・事業承継プロジェクトチームを立ち上げ、起業家向けの各種法律セミナーの開催、日本政策金融公庫のメールマガジンへの記事連載、創業者向けのパンフレットやハンドブックの製作といった活動を行っている。

シ 事業承継

日本の中小企業の経営者の多くが後継者不足という問題を抱えているが、かかる後継者がいない中小企業の中には業績が好調なものが相当数あり、このような企業の事業承継支援が喫緊の課題である。

そこでひまわり中小企業センターでは、前記創業・事業承継プロジェクトチームを立ち上げ、後述のとおり第20回（2017〔平成29〕年開催）及び第21回（2019〔令和元〕年開催）の弁護士業務改革シンポジウムの分科会テーマとして事業承継を取り上げた他、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携パイロット事業の実施、事業承継漫画パンフレット・動画広告の制作等積極的な活動を行っている。

ス シンポジウムの開催

ひまわり中小企業センターでは、中小企業庁などの関係省庁及び中小企業支援団体等を招いて、「ひまわりほっとダイヤル」の周知のためのシンポジウム、2012（平成24）年10月「中小企業金融円滑化法出口戦略に関するシンポジウム」を初めとした事業再生関連のシンポジウムを複数開催した。

また、第17回（2011〔平成25〕年開催）、第18回（2013〔平成25〕年開催）、第19回（2015〔平成27〕年開催）、第20回（2017〔平成29〕年開催）、第21回（2019〔令和元〕年開催）及び第22回（2022〔令和4〕年開催）の弁護士業務改革シンポジウムに参加し、それぞれ中小企業支援ネットワーク構築、海外展開支援、創業支援、事業承継及び顧問契約をテーマに研究発表を行った。

さらに、2022（令和4）年には、ひまわり中小企業センター開設10周年を記念して「これからの中小企業支援の在り方」をテーマにシンポジウムを開催した。

セ 第2回アンケート（ニーズ調査）の実施

(1)で述べた2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月の中小企業に対するアンケート調査から約10年が経過し、改めて2016（平成28）年7月から、第2回のアンケート調査（「企業における弁護士の活用に関するアンケート」）を実施した。

その結果、前回調査時と比べ弁護士数は約6割増加しているにもかかわらず、未だ55.7%の企業が弁護士を利用しておらず、その理由として86.3%の企業が「特に弁護士に相談すべき事項がない」ということを挙げていた。前回調査と質問項目が一部異なるため単純な比較はできないが、「中小企業経営者が、弁護士を裁判以外の日常的な相談相手と考えていない」という前回調査と同様の傾向が示された。

ソ 「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援に積極的に取り組む宣言」

ひまわり中小企業センターは、2023（令和5）年6月16日の日弁連臨時総会において「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」を提案し、同日採択された。

タ 今後の課題

ひまわり中小企業センターは、「弁護士は裁判になった時に頼めばよい」と考えている中小企業事業者に弁護士の有用性を知ってもらうことにより、弁護士が中小企業事業者の経営・法務についての日常的な相談相手となることを目指している。センター発足から10年以上が経ち、徐々に中小企業支援者としての弁護士の存在が周知されつつあるという手応えを感じつつはあるが、まだまだ弁護士が中小企業事業者の日常的な相談相手となっているとはいいがたく、さらなる努力が必要である。長引くコロナ禍で疲弊した中小企業を支援し、我が国の経済を活性化させるためにも弁護士の役立つ場があるはずである。

ひまわり中小企業センターは、最近では熱意のある若手弁護士の参加も増え、日弁連の中でも非常に活気のある委員会となっている。法友会においても、ひまわり中小企業センターの活動を参考に中小企業への法的サービス拡充のための施策が期待される場所である。

(2) 東弁中小企業法律支援センター

ア 設立の経緯

東弁では、かつて業務改革委員会において、日弁連が企画する中小企業支援施策を単位会として実施していたが、金融円滑化法の期限経過後の緊急対応を迫られる中、東弁としてより能動的・積極的に中小企業支援に取り組むべく、2014（平成26）年2月10日、業務改革委員会から派生する形で、東京弁護士会中小企業法律支援センター（以下、「中小センター」という。）が設立された。

具体的な設立趣意は以下のとおりである。

- ① いわゆる金融円滑化法の期限経過後における中小企業への事業再生・経営革新のための支援は喫緊の課題であり、また、日本経済の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援は、中小企業に活力を与え、ひいては日本経済全体に良好な波及効果をもたらす重要な課題である。
- ② これまで比較的小規模な事業者においては、法律事務を含む経営支援を税理士等に依頼していたのが実情であるが、弁護士数が増大した今日、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うことは、法の支配を社会の隅々まで行きわたらせる目的に叶うものである。
- ③ 弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うには、それぞれの法的ニーズに即した専門的スキルを提供できる体制を構築するとともに、中小企業事業者に寄り添いつつ、混沌とした悩みの中から法的ニーズを汲み上げていくためのアウトリーチ活動が必要である。
- ④ 日弁連が実施するひまわりほっとダイヤルや中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、中小企業に関する全国一斉無料相談会及びシンポジウム等を有効に機能させるには、中小企業事業者支援に特化した専門機関が必要であり、そのほか、例えば経済産業省が取り組む中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の専門家派遣への対応、中小企業庁が実施する下請かけこみ寺（相談・ADR業務）の受託、商工会議所が取り組む消費税転嫁対策支援への協力などの役割を十全に果たすには、中小企業事業者の支援を目的とした専門機関が必要である。
- ⑤ そこで、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として、利用者に寄り添いながら、ニーズを汲み上げるためのアウトリーチ活動を行うとともに、経営革新等支援機関として認定された弁護士を中心とした弁護士による中小企業の再生支援（事業再生支援）、起業、会社統治・企業統合、海外展開・国際取引、知的所有権、反社会的勢力の排除、労使問題等の中小企業の成長及び発展にかかわる各分野の法的支援（事業成長支援）、中小企業の経営が世代を超えて持続可能となるような事業承継に関する法的支援（事業承継支援）、中小企業の健全な自己統治が可能となるような組織内弁護士経験者等を中心としたコンプライアンス・内部

統制に関する支援（コンプライアンス・内部統制支援）等を行うため、中小企業法律支援センターを設立する。

なお、中小センターでは、その設立時に、東京三会の共催で中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」を開催し、中小企業支援団体、他士業を含め200名を超える中小企業支援に関わる出席関係者に対し、中小センターの設立及び活動内容を発表した。

イ 中小センターの組織

中小センターでは、その活動内容に応じて、①アウトリーチ部会、②連携検討部会、③広報部会・アプリプロジェクトチーム、④名簿・研修部会、⑤事業承継プロジェクトチーム及び⑥働き方改革プロジェクトチームを置き、それぞれが活発に活動している。特に⑤⑥は近時発足したプロジェクトチームであり、中小企業を取り巻く新たな問題点に対応している。

ウ 中小センターの仕組み・活動実績

ア) コンシェルジュ弁護士の配置

中小センターでは、ひまわりほっとダイヤルからの受電のほかに、中小センター専用電話回線（03-3581-8977）を設け、弁護士紹介業務を行っている。その大きな特徴は、コンシェルジュ弁護士と呼ぶ配点担当弁護士を配置していることである。

相談者が電話をかけるとコンシェルジュ弁護士が直接電話に出て（正確にいうと、午後2時から4時まではコンシェルジュ弁護士が弁護士会館内で待機し直接電話に出るが、それ以外の時間帯ではまず事務局が電話に出て、コンシェルジュ弁護士が相談者にかけ直すことにしている。）、事案の概要をヒアリングし、法律問題が含まれているかどうか、どの分野に精通する弁護士を紹介すればよいかを判断している。コンシェルジュ弁護士の電話対応は無料である。

なお、コンシェルジュ弁護士は、中小センターの委員の中で構成しているところ、名簿・研修部会においてコンシェルジュ経験交流会を実施し、常により良い制度への改善を試みている。

中小企業センターの地道なアウトリーチ活動やコンシェルジュ弁護士の努力の結果、専用電話回線による相談も増えてきており、2014（平成26）年4月1日から2017（平成29）年9月30日までの中小センターへの総相談件数3158件のうち、約27%の871件が中小センターの専用電話回線経由となっている。

中小センターの広報部会において、同年11月に東弁

の委員会ブログに中小センターのページを開設し、その後、外部業者に委託し専用のウェブサイトも開設した。

(イ) 精通弁護士紹介態勢の整備

中小企業が抱える法的問題は複雑かつ専門的であり、相談する際にはその分野に精通した弁護士に依頼したいというニーズが存在する。そのニーズに的確に対応するため、中小センターでは、各分野に精通する弁護士を登録した精通弁護士名簿を整備している。具体的には、①海外展開・国際取引、②知的財産、③事業再生、④労働の各分野であり、法律研究部または専門委員会から精通する弁護士を登録してもらっている。また、⑤その他法的支援担当名簿として登録希望者を公募の上専門分野を5つまで申告してもらい、申告された分野を参考に名簿を編成している。名簿・研修部会においては、2015（平成27）年度から「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題して中小企業に関わる分野の中から年間12回の研修講座を開設し、名簿登録者の能力向上に取り組んでいる。

(ウ) アウトリーチ活動の実践

中小事業者の中には、自らが抱えている法的課題が弁護士に相談すべき法律問題と認識していないことが多くあるため、弁護士側から積極的にアプローチして中小企業に寄り添い、その中から法的課題を抽出して、経営戦略を意識した実践的な解決を図る活動が必要となる。これをアウトリーチ活動と呼んでいる。

中小センターでは、アウトリーチ部会がこれを実践しており、これまで業務改革委員会において接点のあった中小企業関連団体とのさらなる関係強化や接点が薄かった中小企業関連団体との関係の模索と強化を行っている。具体的には、①新銀行東京（当時）との中小企業支援に関する覚書の締結、②日本政策金融公庫主催のセミナー・ワークショップ・相談会への弁護士派遣（東京三会共催）、③昭和信用金庫主催のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三会共催）、④東京商工会議所が設置する東京都事業引継支援センターとの連携、⑤自民党との中小企業支援に関する意見交換会、⑥台東区産業振興事業団との覚書締結、セミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三会共催）⑦足立成和信金のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三会共催）⑧東京都中小企業振興公社と連携についての意見交換の実施、⑨2017（平成

29）年1月に発足した東京都の創業支援施設である「TOKYO創業ステーション」主催の専門家相談会「エキスパートナイト」への相談員派遣（東京三会共催）及び上記施設における弁護士会と東京都の連携を目的とした協定書の締結等、多岐に亘る活動を行った。

(エ) 各団体との積極的な協力・連携関係の構築

また、連携検討部会において、アウトリーチ活動の一環として、税理士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士等の他士業との連携構築と強化を行っている。

エ 今後の課題

中小センターは、2014（平成26）年2月に立ち上げられた組織であるが、積極的なアウトリーチ活動により着実に中小企業の需要を喚起しており、また、懇切丁寧なコンシェルジュ弁護士の電話窓口対応により、中小企業のニーズに的確に応える努力を続けている。

もっとも、コンシェルジュ弁護士の過大な負担、抜本的な精通弁護士名簿の整備、担当弁護士の能力向上、さらなるアウトリーチ活動、他士業との連携強化など、まだまだやるべき課題は多い。

法友会においても中小企業のニーズに的確に応えるための施策の推進が求められる。

3 行政分野等への進出取組み

弁護士は、社会の様々な分野で法の支配を確立すべく努力し、そのために必要な活動をすることを求められている。そのことは、必然的に弁護士の活動領域の拡大をもたらす。国会や行政（国、地方自治体）及び企業との関係において、外部監査人や社外取締役の他、政策担当秘書や組織内弁護士（インハウスロイヤー）等の新たな需要が出現していること等もその例である。

弁護士会としては、今後、活動領域の飛躍的拡大に向けて、より一層積極的な施策を講ずるべきである。

(1) 国会と弁護士

ア 政治資金監査

2008（平成20）年1月、政治資金規正法の一部改正により、国会議員の政治資金の監査の制度（主として支出と証憑との突合）が発足し、同年4月に施行された。登録政治資金監査人名簿に登録できるのは弁護士、公認会計士及び税理士である（同法19条の18）。登録政治資金監査人としての登録手続を行い、登録後に研修を修了することによって国会議員関係政治団体の政治

資金監査を行うことができるようになる（同法19条の27）。

日弁連は、制度を広報するとともに、監査契約書（当該国会議員との間で締結）や監査報告書の雛形を作成して会員の参考に供している。

しかし、2023（令和5）年3月31日現在における、政治資金監査人の登録者数5090人のうち、弁護士登録者は、330人に過ぎない（6.5%）（令和5年度第1回政治資金適正化委員会資料）。

イ 政策担当秘書

政策担当秘書とは、国会議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書であり（国会法132条2項）、立法を通じて行政を民主的にコントロールするために非常に重要な役割を担っている。法律専門家である弁護士は、政策担当秘書に就く者として適任であるから、多くの弁護士が政策担当秘書として活躍できるよう環境を整備する必要がある。

日弁連は、弁連連と共に「国会議員政策担当秘書等説明会」を開催するなどの活動をしており、引き続き有用な人材を送り出すべく積極的な施策を講じるべきである。

(2) 行政と弁護士

ア 弁護士の役割

近年の行政改革、地方分権改革は、行政に携わる者の法務に関する意識改革を強く迫ることとなった。社会の成熟とともに、行政の透明性やコンプライアンスが強く求められ、行政の職員とは異なるマインドを持った法律専門家たる弁護士の役割、有効性が再認識される状況となったのである。

特に、自治体においては、従来から弁護士が行っていた分野（訴訟対応・法律相談）だけではなく、今後は、条例等の制定・審査等の政策法務分野、債権管理・回収、包括外部監査等の新たな分野に対しても、法曹有資格者の人材と能力を十分に活用すべきである。

中でも、債権回収分野では、弁護士の活用が必須である。なぜなら、普通地方公共団体の長は、債務名義のある債権以外の債権について訴訟手続により履行を請求することを義務づけられているからである（地方自治法施行令171条の2）。このように、自力執行権のない債権（私債権・非強制徴収公債権）について、大量の未収債権を抱える自治体にとってみれば、債権回収の場面で弁護士を積極的に活用することが不可避で

ある。

イ 任期付公務員

2000（平成12）年、任期付（最長5年）公務員の制度が発足した。それまで弁護士は限定された範囲で公務員になることができたが、実際に許可を得て公務員となった例は少なかった（金融庁、外務省、公正取引委員会等）。しかし、上記任期付公務員制度の発足と2004（平成16）年4月の公職就任の制限の撤廃により、国の機関に在籍する弁護士の数は飛躍的に増大し、また、地方自治体の公務員となって活動する弁護士も出現するようになった。

公務員となった多くの弁護士の現場での活動に対する評価は高く、弁護士を任期付公務員として募集する機関は増大している。

(3) 国家公務員と弁護士

2019（令和元）年8月1日現在、法曹有資格者が在職している国の機関は27に及び（衆議院法制局、参議院法制局、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、内閣官房、復興庁、内閣府、公正取引委員会、金融庁、個人情報保護委員会、消費者庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、運輸安全委員会、原子力規制委員会、防衛省）、その人数は、377名にのぼっている（法曹養成制度改革連絡協議会第14回協議会資料）。

なお、東日本大震災を機に設立された原子力損害賠償紛争解決センターでは、283名の弁護士が仲介委員や調査官等となって、多数の損害賠償事件の解決にあたっている（2022〔令和4〕年9月1日現在）（『弁護士白書2022年版』）。

(4) 地方自治体と弁護士

ア 地方分権改革と弁護士

ア) 地方分権改革

従来行政は、国、都道府県と基礎的自治体である市区町村が、いわば上下関係で位置付けられていた。しかし、1999（平成11）年の地方自治法の改正（機関委任事務の廃止等）を幕開として、住民自治と団体自治の徹底ないし拡充を目的とした地方分権改革がなされ今日に至っている。地方分権改革は、行政の上下関係を断ち切り、自治体に対し、国や都道府県と対等の立場で、自らの判断と責任において政策判断をなし、遂行することを求めるものである。自治体が行う事務な

いし活動領域は、福祉、教育、医療、産業振興等、住民の生活に直結するあらゆる領域にわたっている。そしてそれらは法令に根拠を有するものでなければならず（法律による行政）、このことは、全ての領域における法的判断を自らの負担と責任において行わなければならないことを意味する。

(イ) 司法制度改革

歴史的に司法の容量が低く抑えられてきた中で、弁護士（会）の多くは自治体の活動に関心を示さず、また、自治体においても弁護士を活用するという発想のないまま経過してきた。

しかし、近年の行政需要の増大や住民の権利意識の高度化という時代的・社会的背景の中で、自治体の活動は、より一層、住民自治の体現と透明性を有するものであることが求められている。そこでは、日々直面する法的な問題、それに伴う適切な施策が決定的に重要なテーマとなり、必然的に法律専門家の関与が要求される事態をもたらしているといえ、弁護士及び弁護士会は、自治体に対する取組を飛躍的に強化すべきである。

中でも、法令は、普通地方公共団体の長に対し、自力執行権のない債権については訴訟手続によって履行を請求することを義務づけ、さらに、債務名義のある債権については、強制執行手続をとることを義務づけているのであって、この場面における行政需要が膨大にあることは疑う余地がない（地方自治法施行令171条の2）。

(ウ) 法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体

このような地方分権改革及び司法制度改革の中であって、2022（令和4）年3月1日現在、法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体は、125自治体に及び、190名が在籍している（うち125名は任期付職員）（法曹養成制度改革連絡協議会第18回協議会資料）。

イ 弁護士・弁護士会の取組み

(ア) 日弁連の取組み

日弁連は、これまで、業務改革シンポジウムの開催（2001〔平成13〕年広島、2003〔平成15〕年鹿児島、2007〔平成19〕年札幌、2009〔平成21〕年愛媛、2011〔平成23〕年横浜、2013〔平成25〕年神戸、2015〔平成27〕年岡山、2017〔平成29〕年東京、2019〔令和元〕年京都、2022〔令和4〕年名古屋）その他、弁護士と自治体との関係構築を目指して活動してきた。

特に、2022（令和4）年の業務改革シンポジウムでは、「包括外部監査への弁護士会・弁護士の取組～弁護士が包括外部監査人・補助者として果たすべき役割」と銘打った分科会を設け、包括外部監査に積極的に取り組んでいる弁護士会の活動や、監査人・補助者として活躍している弁護士の経験を紹介することにより、弁護士が監査人・補助者として取り組む意義について検討した。

(イ) 東弁の取組み

東弁は、2007（平成19）年、自治体との連携を目指して自治体等法務研究部を発足させ、改正行政不服審査法で新たに導入された審理員候補者の推薦、条例の策定改正、債権の管理回収、eメール相談、自治体職員向け研修の開催、夏期合研への参加等の活動を展開している。

加えて、東弁は、2015（平成27）年、弁護士領域拡大推進本部を立ち上げ、その下に、自治体連携センターを設置した上で（センターの構成部会は、広報部会、空き家部会、国・自治体福祉等部会）、「自治体の皆様のためにできること」をまとめた自治体連携プログラムを発行するなどして自治体との連携強化のための組織作りを行った。

また、東弁におけるスクールロイヤーへの取組みとして、業務改革委員会、民暴委員会及び子どもの人権と少年法に関する特別委員会から委員を出して推薦名簿を作成している。スクールロイヤーについては、弁護士会の取組みではないが、教育現場の職員から直接担当弁護士に電話相談できる仕組みを発足させるなどの取組みもみられる。

ウ これからの取組み

(ア) 自治体と弁護士・任期付公務員

前述した地方分権改革の下、自治体の法務能力の向上は喫緊の課題である。特に、2016（平成28）年4月から施行された改正行政不服審査法において、新たに導入された審理員制度（及び第三者機関）を実施するにあたって、法律専門家は不可欠である。

このような制度の推移の中で、法律専門家たる弁護士（あるいは、法曹有資格者）は、自治体の活動の有効な助言者ないしスタッフとして機能すると考えられる。そこには各種の形態があるものの、弁護士（法曹有資格者）は、法律専門家としての素養を有する人材として、自治体のあらゆる事務に関与すること、また、

内部の職員として他の職員とともに機能することが不可欠といえる。

実際に、弁護士が、任期付や特別職として審理員候補者となっている団体（国・都道府県・市区町村・一部事務組合等）は、2016（平成28）年12月末日時点で、246団体あり、全候補者における弁護士の割合は69%に及んでいる（一般財団法人行政管理研究センター調べ）。

(イ) 人材の育成・自治体

これまで自治体は、主として内部で人材を養成してきた。多くの職員はよくその要請に応じてきていると思われるが、それらの人材は、さらなるグレードアップが図られる必要がある。例えば、法的問題の中には憲法にまで遡って論議し検討しなければならない場合もあると思われ、そのためのスキルは不可欠のことと思われる。そのための研修も有益と思われるが、例えば、法務を担うべき職員を、一定期間法律事務所に派遣して在籍させるという仕組みなどが考えられてよい。

(ウ) 人材の育成・弁護士会

これまで、弁護士会の中で自治体との関係について組織的に取り組んでいる単位会はごく少数であった。しかし、東弁に自治体等法務研究部が発足し、若手会員が多く参加し旺盛な活動をするようになった結果、東京三会においても、同様の研究部が発足し、多摩支部にも自治体の法務を専門的に研究する部が発足するに至っている。

エ 議会活動と弁護士

行政が透明性を持って、民主的なルールの下で遂行されるためには議会が充分機能することが必要である。そしてそのためには、中立的な立場で議会スタッフとして弁護士が関与し、議会をサポートする仕組みが考

えられてよい。

これに関しては、大阪弁護士会が先駆的に行っている、議会事務局に対して、顧問的立場として活動する弁護士を推薦する取組を参考にすべきである。

(5) 日弁連の取組みと今後の展望

日弁連は、この間、若手法曹サポートセンター（当時）及び業務改革委員会を中心に、国の機関、地方自治体など、行政・立法分野への弁護士の進出に向けて取り組んできた。

法律による行政の下、行政機関の活動はすなわち法務そのものであり、とりわけ自治体の扱う事務とその活動領域は広大で、したがって、弁護士（会）がサポートすべき分野も広大である。

弁護士（会）としては、今後、行政の需要に応えることができる人材を養成するなど、行政と広範かつ密接な関係を構築するための施策を積極的に推進していくことが必要である。

このような中、日弁連は、2014（平成26）年2月、法律サービス展開本部を設置し、その下に、国・自治体・福祉等の分野において弁護士による法律サービスの一層の展開・促進を図るべく、自治体等連携センターを設置した。自治体等連携センターには、条例部会、福祉部会の他、公金債権部会、外部監査・第三者委員会部会といった部会が立ち上がっており、各分野に関する自治体等との連携の取組を進めるとともに、自治体向けのアンケート調査や、弁護士会の行政連携の体制について調査を行い、各地でシンポジウムを開催するといった活動を行っている。さらに、国、自治体への職員としての弁護士の任用を促進するため、各地で任期付公務員登用セミナーや求人説明会を開催するなどの活動も進めている。

第3 組織内弁護士の現状と課題—企業内弁護士を中心に

1 組織内弁護士の現状

組織内弁護士の人口動向については、前々年度および前年度の法友会政策要綱で分析されているところ、本年度においても大きな変化は見受けられない。本稿は、主に企業内で働く弁護士（企業内弁護士）を、中

心に論じることを役割とするが、企業内弁護士^{*1}（注1）の人口は2023（令和5年）6月30日現在において3184人であり、これは同日現在の全弁護士4万4858人の7.1%に当たる。東弁に関しては、それぞれ1024人、9068人

*1 官公庁・地方自治体に勤務する弁護士については、その人口の資料が見当たらないので、以下、人口動向については企業内弁護士についてのものとなる。

であり、東弁会員の11.3%となっている。

また、実際、2023年（令和5年）における企業内弁護士総人口のうち、経験7年以上10年未満の層が20%、10年以上15年未満の者が33%と、その過半数が中堅弁護士で占められているのである。

このことからみても、企業内弁護士を始めとする組織内弁護士業務は、弁護士業務の内包として位置づけ、弁護士全体の問題として考えなければならないことは明らかである。

2 組織内弁護士の課題

以上を背景として、弁護士会として考えるべき政策課題のいくつかについて検討する。

(1) 組織内弁護士業務の論理的・理論的整理

組織内弁護士の意義・価値、そしてそのリスク・陥穽に関する論理的・理論的議論はほとんど進展していないのが我が国の現実である。

近年、ビジネスのグローバル化、イノベーションの加速による新たなビジネスの展開とこれに対する法的対応の必要性、コンプライアンスの強化の要請の高まりにより、企業が直面するリーガル・リスクが複雑化・多様化し、企業における法務機能の強化の必要性がこれまでになく高まっているとされる。

企業活動の一部としての法務機能という観点からは、そこで要求されるものが法律事務所における弁護士業務と本質的に異なることがあることを認識する必要がある。それは企業においてはことを「実現する」こと、すなわち、企業を現実に正しく「動かす」ことができるかが問われていることである。この点は前々年度政策要綱で分析されている通りである。

組織内弁護士の役割には、法を利用して事業を促進させる「パートナー」と、法的リスクから組織を守る「ガーディアン」の役割があるとされる。これらは一面において背反するものであるが、それだけにとどまるものではなく、そこには一種の循環関係がある。

一方において、「ガーディアン」であることは「パートナー」たる前提である。組織の目的の実現のため積極的に法の限界を追求したことが、違法行為と指摘され、大損害を被ることがある。これでは本末転倒である。むしろ、ぎりぎりを狙えば狙うほど、一線を踏み越えないためのよりの確かな判断とコントロールが求められる。

他方、実効性のある「ガーディアン」たるためには、信頼される「パートナー」でなければならない。信頼があつてこそ、企業は弁護士の言に従うのである。常に「NO」を言うだけの者は、重要な議論や意思決定その他主要な企業活動から排除されてしまう。「正しいこと」を言ったとしてもそれだけでは責務を果たしたとはいえない。

このような組織内弁護士特有の意義を受け、法的課題としては、職務基本規程50条及び51条をはじめとして、弁護士法3条、30条そして72条の関係等の整理が必要である。

特に重要なのは組織内弁護士を巡る倫理・職業規範である。我が国においては、現状、企業の中では組織の指揮命令に「従属」するとして、組織内弁護士は「独立性」が脆弱であるといった単線的な議論になってしまっているきらいがある。

しかしながら、ことはそのように単純なものではない。組織内弁護士の意義は、組織内にあり、その決定に参加し、これに影響を及ぼし、組織を動かすという「結果」を実現することにある。しかし、かかる「影響力」は自己を組織の意思決定過程の一部とし、さらには権限を有することで得られるものである。これは言い換えれば、組織との「一体化」である。この点、これを究極の「非独立」であるとして問題ありとし、組織の意思決定から離れること、すなわち単なる「アドバイザー」であることをより良しとするべきなのであろうか。自ら影響力を放棄するような姿勢が妥当でないことは明らかであろう。

両者のバランスを取らなければならない。これは、欧米において組織内弁護士の職業倫理の最大の問題とされているところの「double hatting」（『二足の草鞋』とでも意識すべきか）のジレンマである。これをどのように解決するか、解決は容易ではない。

なお、いまだに、弁護士会においては組織内弁護士の問題をもって、「若手対策」であるとする視点が強く残っている。しかしながら、上記のことからして、問題が「若手弁護士」どころか、経験を積んだ弁護士にしてなお困難な課題であることを理解するべきである。むしろ、「[組織]内弁護士の役割は、法律家によって営まれる機能のうち、最も複雑で、かつ困難な部

類に属する」のである。^{*2}

以上のような問題性を理解し、理論的・論理的な整理を行い、組織内弁護士の適切な行動規範を定立することは、喫緊の課題である。

(2) ジェネラル・カウンセル

企業においてことを実現するというのであれば、現実の問題として、企業組織においてその意思を実現する力を有することが最も重要であり、本質的な要素である。

その意味において、－良かれ悪しかれ、好むと好まざるとに関わらず－企業内における高い地位を占めることが重要となる。この点、米国において150年を超える歴史を有し、ここ10年ほどの間に欧州諸国企業においても伝播しつつある「ジェネラル・カウンセル」のポジションの設置及びここに弁護士が就任することが検討すべき課題の一つといえることができる。

ジェネラル・カウンセルは企業の最高幹部である。その権限・権威は極めて高く、ジェネラル・カウンセルが「ノー」と言う場合に、社長を含むビジネス側がこれを無視してことを行うには、「相当の覚悟と勇気」が必要になるとされる。

このような立場に弁護士が就くことは、弁護士が企業の行動に重大な影響力を持つことになり、企業の法務部門の価値を高め、そのニーズに応えることになる。同時に、企業に遵法行動を取らせる結果を現出するのに大いに資する。

その意味において、弁護士会としては、組織内弁護士というものが、むしろシニアな弁護士が活動すべき領域であるという視点を持つ必要があるのではないだろうか。

(3) 組織内弁護士、特に研修所新卒および若手弁護士のキャリア開発の研究と支援

さはさりながら、現実の問題として、組織内弁護士として活動している弁護士の少なからざる人数が比較的若手の弁護士であるという事実がある。

しかし、それも変化が生じつつある。各年毎に新しく企業内弁護士となった人口中、その時点での経験年数を見てみると、2009（平成21）年に80％に達した研修所新卒者はその後逡減を続け、2022（令和4）年に

は30.1％となっている。ちなみに、経験4年未満でとると2009（平成21）年に89％であったが、2022（令和4）年には62.9％となり、新卒ほどではないが、やはり漸減傾向がみられる。また、2022（令和4）年の第22回日弁連弁護士業務改革シンポジウムの一分科会において企業内弁護士のキャリアに関する調査結果が取り上げられたが、そこで報告された調査結果では、60期から62期までの企業内弁護士で課長職以上の地位についている者のうち、その約40％までが勤務企業において下位の地位を経験していない、すなわち、外部で一定の経験を経た後、当該部署に中途採用されたという内容が報告された。

この調査結果をどのように解釈するかは議論があり得るところであるが、一つの仮説として、企業が法律専門家としての実質的な能力・資質・経験に目を向ける傾向を見ることは困難ではない。

しかし、鏡の裏面として、これは、かつては絶対多数であり、現在においても多数存在する研修所新卒弁護士や若手弁護士の将来のキャリアについて深刻な問題を生じさせる。彼ら若手組織内弁護士たちのキャリアをどのように形成していくのか、これをどのように支援すべきか、弁護士社会としての深刻な問題となる。

(4) 法律事務所との弁護士業務との関係

組織内弁護士は組織内弁護士だけの問題ではない、ということは、それが法律事務所の業務に直接的に影響をもたらすことで端的に表れている。

欧米で起きている現象は、力関係が法律事務所からジェネラル・カウンセルを頂点とした企業法務部門へとシフトしていることである。ジェネラル・カウンセルは自身シニアで有力な法律家であり、その力は法律事務所の弁護士に勝るとも劣らない。したがって、法律事務所に対して対等以上に渡り合えるということになる。ここに、法律事務所の弁護士はジェネラル・カウンセルやシニアな組織内弁護士によって選択され、監督される立場となる。これは一方で法律事務所の弁護士がその真の法律家としての力で評価されるという積極的な面も有する。また、企業に弁護士が（特にシニアな地位に）参加することで、外部弁護士に対する依頼が増加する傾向にあるのは確かな実務感覚である。しかし、他方において、より厳しく、まさに専門家としての真の実力で評価されるということにもなる。

^{*2} ジェフリー・C・ハザード・ジュニア、本間正浩監訳「企業内弁護士の倫理的ジレンマ」中央ロー・ジャーナル18巻4号183頁、184頁（2022年）。

これに対して、専門性のさらなる陶冶を始めとして、法律事務所としてしてもその業務のあり方を再検討して向上する必要がある。

この状況にどのように対応するか、法律事務所として個々に努力する必要がある一方で、弁護士会としても、適切なサポートをしなければならない。

3 弁護士会としての主体性

以上、組織内弁護士を巡るいくつかの諸課題について論じたが、忘れてはならないことは、これらに対応するにあたって弁護士会は主体的・能動的な役割を果たさなければならないということである。

前年度政策要綱において挙げられている通り、日本組織内弁護士協会（JILA）をはじめとして、組織内弁護士、ひいては企業法務部門についてはさまざまな団体が存在し、活動を行っている。

これらの団体と連携する必要性については繰り返すまでもない。しかし、もし、それがそのような団体と「連携」することをもって良しとするのであれば、それは大いなる誤謬というべきである。弁護士会は自ら主体として、能動的・積極的に課題に取り組まなければならない。当然のことながら、各団体は独自の目的と優先順位を持ち、それらが必ずしも弁護士会のそれと一致するとは限らない。

最も本質的なことは、弁護士が「プロフェッション」として、基本的人権の擁護と社会的正義の実現をその職業的使命としていることである。ここでは他の団体との優劣を議論しているのではない。指摘するのは、弁護士会としての独自の視点と優先順位があるべきであり、そのためには弁護士会として主体的な関与が必要ということである。前述した、組織内弁護士としての倫理・職業規律の研究と定立は、弁護士会において極めて高い優先順位が置かれるべきである。

もう一つは、弁護士会は弁護士制度、ひいては司法制度全体に責任を負う存在であることである。組織内弁護士のことだけを考えればよいというものではない。

最後に、やや卑近な話になってしまうが、弁護士会は日本の弁護士で構成された団体として、日本の弁護士の発展を考える必要がある。

企業内における法務実務を行うのに弁護士資格は必要ないとされている。その意味では、外国弁護士資格者や非資格者がむき出しに競争相手となることになる。

組織内弁護士の拡大が重要であるとしても、それを担うのが日本の弁護士であるべきなのか、あるいは、日本の弁護士がそれにふさわしいものであることのロジックおよび事実を固める必要がある。

以上、弁護士会が組織内弁護士の問題について主体的な対応をするのに最も基礎的な問題は、まさに、弁護士会内においては未だに組織内弁護士が弁護士全体の問題であると認識、したがって、その意義・価値及びリスク・陥穽に対する関心が希薄なことである。「商品を知らずして、その商品を売ることはできない」。

4 「任期付公務員」について

(1) 総論

任期付公務員とは、国家公務員については「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」3条1項、地方公務員については「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」3条1項及びこれに基づき各自治体が定める条例に基づいて、任期を定めて採用された職員をいう。

行政の高度化、多様化、国際化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応し、国民の期待する行政を遂行していくためには、行政を担う公務員について、部内育成だけでは得られない有為な部外の人材を活用していくことが求められていることから、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて採用することを可能としたものが任期付公務員の制度である。自治体においては、地方分権改革後、独自の条例の制定や地域の特性に応じた法的問題の解決が必要となる場面が増え、この制度を利用して法の専門家である弁護士を採用することを望む自治体が増えている。

司法制度改革においては、「法の支配を社会の隅々に」を理念に、弁護士が社会の様々な分野で活躍することが期待されている。法友会の政策としても、弁護士の中央省庁等及び自治体公務員への採用を促進することが望ましいといえる。

しかしながら、弁護士が任期付公務員に就任する場合に障害となりえる問題が存在する。以下、詳述する。

(2) 問題及びその解消策

ア 公益活動について

日弁連では、弁護士職務基本規程8条で公益活動を努力義務として規定している。各単位会では、公益活動を義務付けている会が数会ある（東弁は会則26条の

2で義務付けている。)

他方、公務員には職務専念義務がある(国家公務員法101条、地方公務員法35条)。公益活動のうち国選弁護士や法律相談等、報酬が発生するものについては、この職務専念義務に抵触するおそれがあり、また、業務時間等を考えても公務とこれらの業務を両立させることは困難である。公益活動を義務付けている会においては明文の例外規定による免除等で対処可能であるが、義務付けていない会においては、明文の例外規定がなく、逆に「事実上の公益活動の義務付け」という事態が生じ得、任期付公務員就任への事実上の障害となることがある。

公益活動の中でも弁護士会の委員会活動については、公務と内容的に抵触が生じない委員会に参加すること、委員会を18時以降や土曜日に開くこと等により任期付公務員にも参加が可能となる場合もあるが、勤務地と弁護士会館との距離により参加が困難な場合もあり、また他の委員や会場の事情等により委員会側の対応が難しい場合もある。コロナウィルスの感染拡大により、近年はオンラインでの委員会も広く認められるようになったものの、勤務時間との関係により、任期付公務員が委員会活動に参加しづらい状況は変わっていない。

そこで、公益活動については、公務員の特殊性を踏まえ、しかるべき配慮(免除、公益活動等負担金の支払等の代替措置等)が検討されるべきである(東弁では会費活動等に関する会規3条2項5号で免除している。)

イ 研修について

日弁連では、倫理研修を義務化し(倫理研修規則2条)、新規登録弁護士研修はガイドラインで各弁護士会に義務化を要請しており、これを受けて、弁護士会によっては新規登録弁護士研修を義務化している。しかし、任期付公務員の場合、公務を離れてこれらを受講することが困難な場合もある。

倫理研修については、弁護士として最低限身に付けるべき規律を学ぶものであり、受講することを原則とすべきである。もっとも、公務の都合上受講が難しい場合は、一定期間猶予する等の柔軟な対応がとられることが望ましい(東弁では一般倫理研修については土曜日に受講することが可能となっている。)。他方で、任期付公務員に就任する弁護士及び中央省庁等・自治体においても、弁護士の倫理研修の重要性を理解し、

有給休暇を利用した受講など、公務と受講との適切な調整を図る配慮と努力が求められる。

新規登録弁護士研修のうち国選弁護やクレサラ相談等依頼者を抱える業務を含むものについては、職務専念義務との関係でも研修受講が困難である。公務員の特殊事情を踏まえ、柔軟な対応(免除・猶予等)を検討すべきである。

ウ 会費について

法の支配の拡充という観点からは、本来、弁護士登録を維持したまま公務に就任するのが望ましい。しかしながら、任期付公務員の場合、弁護士登録を維持しなければならない仕事はなく、また収入減となることが少なからずあるため、会費負担を回避すべく弁護士登録を抹消した上で就任するケースが相当数ある(企業によっては、企業が弁護士会費を負担してくれることもあり、その場合には弁護士登録を抹消せずに組織内弁護士として勤務している。)

組織内弁護士の業務を行うに際しては、社内における日常的な法律問題を解決する場合や、組織の法務担当者として交渉する場合等、「弁護士資格」は必須ではない、という場合も少なくない。訴訟代理人になるには弁護士資格が必要になるが、訴訟代理人は外部の弁護士を使い、組織内弁護士は訴訟代理人とはならないという場合も少なくない。

任期付公務員の場合も日常業務については上記と同様であり、かつ国や地方自治体の代理人として訴訟活動をする場合、「指定代理人」となるので、訴訟を行うにしても弁護士資格は不要となる。

このような実状から、弁護士会費を負担してまで弁護士登録を継続する必要があるのか、というのは組織内弁護士の率直な認識であると思われる。

東弁においては、2013(平成25)年11月28日の臨時総会で会則を改正するとともに、その後の常議員会において「東京弁護士会会則第27条第6項に規定する会費減免審査に係る基準及び手続に関する規則」を制定し、任期付公務員で職務専念義務により弁護士業務に従事することができない場合は、会費を半分に減額する旨規定した。

弁護士会の財源は会員の会費に依拠している面が大きく、会の運営のためには組織内弁護士にも引き続き弁護士登録をしてもらい、会費を納入してもらいたい、というのが本音と思われるが、組織内弁護士に「会費

を負担しても弁護士登録を継続しておくメリットがある」と実感してもらうことが必要となり、そのための施策や宣伝告知活動が必要となる。

(3) 任期付公務員採用促進のための取組み

ア 対中央省庁等

未だ任期付公務員として弁護士を採用していない中央省庁等について（あるいは採用済みであってもそれ以外の部署について）、弁護士が活躍できる場を検討した上で、当該新規箇所に対して弁護士の有用性を周知すべく必要な施策を実施すべきである。また、関係省庁（人事院、総務省、法務省、文部科学省等）との協議会等を通じ、総合的に任期付公務員採用促進を検討すべきである。その際には、単に任期付公務員の採用数を増やすということだけでなく、弁護士としての経験・知識を活かせる場とはどのようなものかについて弁護士会の方から提案し、真に弁護士が活躍できる場を拡充していく働きかけが必要である。

イ 対自治体

自治体に弁護士活用の利点を理解してもらうべくパンフレットを作成し配布する等の取組みにより、弁護士を採用する自治体は増加しており、2023（令和5）年1月時点で、法曹有資格者を採用している自治体は125、採用されている法曹有資格者は180人に上る（日弁連調べ）。

さらなる拡大のためには、弁護士採用を検討している自治体が実際に弁護士を採用している自治体からその有用性を聞く場を設ける等、弁護士の活用に関する自治体の理解を得ることが必要であると同時に、ウに述べるように公募があった際に応募する弁護士を確保する努力も必要である。

ウ 対会員

特に自治体においては、弁護士採用を望んではいないが、公募しても応募する弁護士がいないのではないかと不安があり採用に踏み切れないとの声がある。

したがって、弁護士会が対会員への取組みを進めることが、対自治体との関係でも有用な取組みにつながる。

任期付公務員制度のさらなる周知、採用情報の効果的な提供、任期付公務員として中央省庁等・自治体に勤務することに興味・関心のある人材をプールする制度の整備、募集のあった際に人材を確保し応募を促進する仕組みの構築等に加え、応募を検討している弁護士の不安を解消することが必要である。

応募を検討している弁護士にとって一番の不安は、どのような環境でどのような仕事をするようになるのか見えないことと考えられる。特に立法にかかわった経験のある弁護士は少数であることから、立法過程やその中で弁護士に期待されている仕事は何であるのかについて知る機会を設けるべきである。また、どのような相談が多く、どのような文献等を活用して対応しているのか等、経験者の話を聞く機会を設けることも効果的であろう。さらに、採用後も任期付公務員として勤務する他の弁護士や勤務経験者と情報交換ができるネットワークがあることも周知すべきである。日弁連では、条例策定等の任期付公務員として必要な知識を得るための研修を実施し、自治体の勤務経験者等を対象とした経験交流会を定期的実施している。この経験交流会に応募を検討している弁護士も参加できるようにする等、中央省庁等・自治体の勤務経験者と勤務希望者との交流の場を設けることも検討されるべきである。

また、応募を検討する弁護士にとって、任期終了後の見通しが立たないこともまた応募を躊躇する理由の一つである。日弁連では、中央省庁等・自治体に任用されることを希望する弁護士及び任期を終了した弁護士を支援する事務所の登録制度を設けている。この制度のさらなる周知や実際に機能しているのか否かの検証等を行うべきである。

第4 弁護士研修制度の拡充

1 研修の必要性和弁護士会の役割

弁護士は法律専門職として高い識見を持ち、すべての法律分野に精通していなければならない。そして、多様化する社会のニーズに応えていくためには、弁護

士自身の不断の研鑽が不可欠である。また、弁護士の増員に伴い弁護士の質の低下が指摘されている中で、研修制度の重要性は増している。

上記の要請を充足するため、弁護士会は弁護士研修

制度を整備・拡充して会員の研鑽を援助し、新しい時代にふさわしい弁護士を育成する義務があると解されるところ、東弁では以下の研修プログラムを運営している。

2 新規登録弁護士研修

東弁においては、新規登録会員に対して、新規登録弁護士研修として、かつては、国選弁護、当番弁護、法律相談の実務研修と少人数討論方式による倫理研修が実施されてきたが、2000（平成12）年10月からは日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、会則上義務化された新規登録弁護士研修が実施されている。

因みに、東弁において2023（令和5）年9月現在実施されている新規登録弁護士研修は、研修期間を登録から1年間として（但し、会務研修を除く。）、義務研修が新規登録弁護士集合研修、クラス別研修（2020〔令和2〕年より新型コロナ禍を受けて集合研修及びクラス別研修はウェブにて実施されている。）、倫理研修及び会務研修（東弁の委員会に所属し活動を行う。）、任意研修が刑事弁護研修及び法律相談研修となっている。

なお、東弁においては、新規登録弁護士研修を充実させるべく、2008（平成20）年1月より、契約書の作成方法等、基礎的な内容の新規登録会員向け基礎講座の企画・実施を行う等していたが、2013（平成25）年1月より、上記のとおりクラス別研修が導入されるに至っている。

このように東弁においては種々の研修メニューを検討しているものの、新規登録会員数の急速な増大に伴い、研修場所の確保、実務型研修（刑事弁護、法律相談等）にあっては事件の確保、指導担当弁護士の確保等が困難となっている（刑事弁護研修及び法律相談が義務研修ではなく任意研修となっている。）等の事情があり、これらの点は検討が必要な課題である。

3 継続的弁護士研修

(1) 倫理研修

会則上の義務となった倫理研修は、修習期別の小グループによる討論形式により実施され、一定の成果を上げているが、さらに会員の高度の倫理感を培うために、倫理事例の研究と研修資料の作成蓄積に努めるなど、よりよい倫理研修をめざす具体的施策を進めるべ

きである。

弁護士倫理は弁護士の存在基盤をなすものであり、弁護士が弁護士業務を行う上で不可欠なものである。かかる認識に基づき、すでに倫理研修は義務化されているが、弁護士倫理の重要性に照らすと、研修義務の懈怠に対しては、重い制裁を科すべきである。

また、メーリングリストで行われていた共同受任者間の特定の事件に関する情報交換が外部から閲覧可能な状況になっていたことが問題となるなどインターネット環境における情報流失による守秘義務違反等、新たな問題が発生している。かかる弁護士を取り巻く環境の変化に対応できるよう倫理研修の内容をいかにリニューアルして行くかも検討されるべきであろう。

(2) スキルアップ研修

ア 一般研修

東弁は、前期（4月～7月）・後期（9月～3月）に原則として各6回程度ずつ（1回2時間）、弁護士研修講座を開催しており、実務に直結するテーマを幅広く取り上げている。

イ 専門研修

法的問題や紛争がよりグローバル化、多様化、複雑化、専門化することは間違いない。これに伴い、従来は扱わなかった分野に関する知識の習得や、離婚、相続、交通事故等一般の弁護士が取り扱う分野においても法改正に伴う最新の情報を取得する等の研修の充実が重大な課題である。

東弁は、2001（平成13）年から、専門講座（6回程度の連続講座となっている。）を開催している。これまで、工業所有権訴訟、会社法改正、不動産取引、行政法、医療過誤法、交通事故、相続等に関する講義を行い、いずれも多数の参加者の参加を得て好評である。今後、他の分野についても専門講座を開催していくべきであろう。

ウ その他

上記の専門研修の外に、「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」として中小企業からの相談への対応のための連続講座も開催されており好評である。また、クラス別研修で取り扱ったテーマをさらに深く理解できるよう「クラス別研修連動講座」も開催されている。なお、上記2の新規登録弁護士研修、本項(2)のスキルアップ研修のうちア及びイは弁護士研修センター運営委員会が主催しているものであるが、他の委員会主催

の研修、東京三会の研修委員会による共催研修、東京三会の法律相談部門による共催研修なども実施されている（なお、東弁が行っている研修の詳細については東弁会報「LIBRA」2018〔平成30〕年8月号の特集を参照されたい）。

(3) 研修義務化について

所属する会員に対し、一定数の一般研修や専門研修の受講義務を課すべきとの考え方があり、すでにその実施を開始した単位会もある。この点、日弁連は、各弁護士会に対し、2022（令和4）年7月20日付「継続研修ガイドラインについて」（通知）にて研修義務化を促している。

確かに、弁護士増員時代を迎え、弁護士の知識、スキルを一定のレベルに保つことは不可欠であり、研修義務化はこの要請に応える可能性を有している。しかし、弁護士業務はますます多様化することが予想されるところ、各弁護士に対して研修義務を課するためには、その前提として、必要かつ十分な研修メニューを用意することが不可欠であり、自らの業務に関係ない研修の受講を強制され、これを拒絶したら懲戒されるといった事態を回避しなければならない。また、東弁の研修は有償で実施されていることから義務化した場合にも有償を維持するのか否か、また、東弁会員全員の研修履修状況の管理方法等検討すべき課題がある。

研修義務化の導入に当たっては、かかる観点等にも留意し、導入及びその内容を検討すべきである。

(4) 今後の研修方法について

ア 研修形式の工夫

研修形式については、講義方式、倫理研修やクラス別研修におけるゼミ形式のほか、少人数・ゼミ形式で事例を研究したり、起案提出・添削するといった方式も検討すべきである。また、OJT（オンザジョブトレーニング：実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身につける教育方法）として指導担当弁護士に付いて特定分野の訴訟に代理人として加えてもらい、実践で専門技能を身につける方式等も検討に値する。

イ インターネット等の活用

講義を電磁的記録化し、何時でもどこでも視聴できる態勢（ライブ配信、オンデマンド配信等）を一層充実させるべきである。

この点、日弁連は、新規登録弁護士の増大時代にも対応できる研修充実策として、2008（平成20）年3月

より、パソコン等にて受講可能なeラーニング研修を開始し、漸次プログラムを拡充し、2016（平成28）年より無料化されている。東弁においても、研修映像をインターネット配信し、パソコン等で研修を視聴できる「東弁ネット研修」を開始すると共に配信停止されていた過去のプログラムの一部をライブラリー化し、これを東弁ネット研修として視聴可能としている（東弁ネット研修についても東弁会報「LIBRA」2018〔平成30〕年8月号を参照されたい）。東弁でのサービスは有料であるが、今後は無料化も検討されるべきものと解される。

eラーニングは、講義自体の電磁的記録化を前提に構成することが求められ、使い回しを予定することから、著作権等の処理、コンテンツ充実方法、効率的な配信方法等課題があるものの、上記の新規登録弁護士の増員による研修場所確保の困難、研修講座の増加に伴う講師の確保の困難などの問題の可及的な解消を図り、研修を充実させるためのツールの一つとして今後さらに検討発展させていく必要がある。なお、新型コロナウイルス禍に対応するため上記のクラス別研修のほか2020（令和2）年度以降の一般研修がウェブで実施されていることは、今後の研修の在り方を考えるうえで参考になる。

(5) 研修の運営面に関する工夫

より充実した専門研修とするために、今までの研修テーマ・出席人数等を分析しているところ、広く会員の意見を募って、的確なテーマを選択した上で、会内外から優れた講師を招聘するようにすべきである。

また、日弁連法務研究財団の実施する専門家養成コースへの参加を積極的に奨励する等して、学者・研究者・隣接専門職・企業法務従事者との交流を深めて、会員各自専門分野におけるスキルの向上に努めるべきである。

さらに東弁と、日弁連あるいは他の単位会との研修の共同開催（東京三会の研修委員会により、裁判官を講師として招聘するなどして倒産法、執行法及び保全法等に関する研修が共催で実施されている。）も、研修場所の効率的な運用や講師の確保の点から有用と考えられる。

4 クラス別研修制度

東弁は、2012（平成24）年12月20日以降入会の新規

登録弁護士（主に修習65期）を対象とした研修として新たにクラス別研修制度（以下「クラス制」という。）を導入した。クラス制を正式な新規登録弁護士の義務研修として導入するのは全国で最初の試みとなっている（義務研修であるため履修をしない場合、法律相談その他の名簿への不掲載等の不利益措置が取られる場合がある。）。

このクラス制は、約20人を1クラスとして、一方的な講義ではなくゼミ形式で弁護士としての依頼者等への基本的な対応、離婚、相続等の基本的な事件の処理につき研修するものであり、併せて同期間の懇親を図り横のつながりを構築すること等を目的とする。世話人の負担は大きいものの、受講者からは概ね好評である。

導入後3年経過に伴う見直しを行い、カリキュラムの一部変更等を行っている。2023（令和5）年10月現在のクラス別研修の概要等は、次のとおりである。

(1) クラス制の目的

多人数での講義形式ではなく少人数でのゼミ形式により、基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の滋養を図ると共に、新規登録弁護士同士が知り合う機会を設定し、同期同士の情報交換や弁護士会の活動により親しみやすくすることを目的としている。

(2) クラス制の概要

ア 人数等

1クラス約20名として登録順に編成する。

この人数は、ゼミ形式として発言がし易いこと、また、2013（平成25）年当時の新規登録弁護士数を約400名と想定し、確保されるべき世話人の数、教室数その他の諸要素を勘案して設定されている。なお、多摩地区会員を別途にクラス編成すること、企業内弁護士を別途にクラス編成すること等も検討されたが、むしろクラス内に多様な弁護士が存在することが重要であること、事務手続等を勘案し機械的に登録順に編成することとされている（その後にクラス別研修に参加した者からのアンケート等の結果によっても多様な環境の弁護士の存在が支持されている。）。

イ 世話人

担任（登録5年目～10年目）、副担任（登録11年目以上）により構成される。

世話人には1回2万円が会から支払われる。担任を5年目から10年目としたのは、ある程度の経験があり、

しかし、あまりに新規登録弁護士と離れた期としないことで新規登録弁護士との世代間ギャップが生じないこと、発言の容易さ等に配慮している。

世話人の選任は、各会派からの推薦によっている。

ウ 回数

全7回とされている。

当初開始のクラスについては1回目から3回目までを毎月行い、その後2ヶ月毎となっている。これはクラス内での懇親を図るため最初の3回は連続させ、その後は世話人の負担を考慮して2ヶ月毎とされている。

また、7回中3回の出席が義務付けられている。出席義務が3回とされたのは規則・細則との関係もあるが、研修が夜であることから企業内弁護士、子育て中の会員につき、あまり多数回の義務研修として未履修となることを回避するという理由もある。ちなみに出席義務を履行しない場合には新規登録弁護士研修が未履修ということになる。この場合、会長名義での履行の勧告がなされ、勧告にもかかわらず履修をしない場合法律相談センターの名簿への不掲載等の不利益を受ける可能性が生じることとなる。

エ テーマ

毎回1テーマとしている。2023（令和5）年度の実施テーマは以下のとおりである。

- 第1回 民事訴訟の注意点
- 第2回 契約書と和解条項の作成
- 第3回 労働事件
- 第4回 離婚事件
- 第5回 交通事故事件
- 第6回 相続事件
- 第7回 借地借家事件

当初は、「民事事件の相談から解決まで」を第1回と第2回の2回に亘って実施すると共に第4回の「交通事故事件」ではなく「消費者事件」をテーマとしていた。その後「消費者事件」に代わり「交通事故事件」がテーマとなり、また「契約書と和解条項」がテーマとして追加される等の変更がなされている。

オ 形式

座学型ではなくゼミ形式とされている。

少人数によるゼミ形式とすることにより基本的な事件の処理についての理解を深めることを企図された。

カ 進行方法

世話人がペアとなってクラスを進行する。また、世

話人から、毎回、事件処理等に関する体験談を話すようにし（経験交流）、生きた事件処理を学べるようにされている。

キ 資料の配付等

当日東弁の職員が配布する等ではなく、全てメール配信とし、受講者各自が持参する方法としている。また、義務研修であったことから出欠の管理が必要であるところ、担任が出席の管理を行っている。なお、基本的にクラス毎の自主運営方式であり、運営は世話人に任されている。

ク 懇親会

第1回目には各クラスともに懇親会を開催し、1人当たり5000円を会負担とした。

第2回目以降は懇親会の開催は自由とされた（この懇親会費は世話人の負担ではなく各自負担とした。）。なお、2014（平成26）年度以降第2回目以降の懇親会についても参加者の確保の観点、世話人の負担軽減の観点から一部会負担とする運用がなされている（年度によって会負担の状況は異なる。）。

ケ 全体としての運営

弁護士研修センター運営委員会が担当するが、クラス制を支える組織として、クラス別研修制度バックアップ協議会（後述のとおり2016〔平成28〕年10月現在は存在していないため、以下、「旧バックアップ協議会」という。）が組織されていた。旧バックアップ協議会においては、会長、副会長、司法研修所教官経験者、弁護士研修センター委員、弁護士研修センター嘱託等で構成されており、同協議会においてテキスト作成、世話人の手配、具体的な運営の細部の決定等を行っていた。しかし、2016（平成28）年度に役割を終えたものとして消滅とし、現在は弁護士研修センター運営委員会においてクラス制を運営することとなっている。

(3) 検討事項

2013（平成25）年4月17日、世話人の交流会が開催された。また、2013（平成25）年度クラス制終了後に世話人及び受講者にアンケートを実施した。さらに2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までクラス制の既習者による意見交換会・交流会が開催され、クラス制の在り方についてのグループ別の討論会と交流会が行われている。上記交流会、上記アンケート及び旧バックアップ協議会等の中で話し合われた検討事

項として以下の事項等が挙げられる。

ア 義務とすべきかどうか。また、その義務としての出席回数

義務化には反対意見があり相応の理由を有している。しかし、義務研修としないと出席が確保できない側面があることは否定できない。そして、義務としての出席回数を4回とすること（少なくとも半分以上の出席義務を課すこと。）については賛成意見も多い。ただし、義務としての出席回数4回をさらに増加させることについては、未履修の場合の義務研修不履行を原因とする不利益措置の可能性との関係があり（未履修の場合には未履修者にクラス別研修を次年度履修してもらう必要が発生し事務局の管理が煩雑となる。）、新規登録弁護士にも色々な事情がある会員がいるであろうこと、さらに規則・細則の改正も必要であること等から、直ちに増加させることは困難であると共にさらなる検討が必要であろう。

イ クラス制の実施回数

受講した新規登録弁護士あるいは世話人から、クラスの回数7回をさらに増加した方がよいのではないかと意見も出ている。確かに回数を増加させることにより講義内容の充実を図ることはできる。しかし、世話人の負担、教室の確保、クラスが順次編成されるところ原則として1年間でこれを終了させる必要があること等の諸事情を考えると、回数の増加は困難な面があることは否定できない。この点も今後の検討課題である。

ウ 世話人の確保

世話人を継続的に確保することは難しい。しかし、充実したクラス制の実現にはやる気のある世話人の確保は不可欠である。安定的な世話人の確保は今後の大きな課題である。

エ 開始時刻

当初制度スタート時は開始時刻を午後6時からとしていたが、勤務弁護士の都合や多摩支部の会員の参加の便宜を考え、現在の開始時刻は午後6時30分からとなっている。この点は今後も検討が必要といえよう。

オ 懇親会のあり方

第2回目以降の懇親会は各クラスの自主運営に委ねられている。クラス制度開始時の世話人への説明においては、クラス終了後の積極的な懇親会への勧誘、世話人による全額費用負担は回避するようお願いがさ

れていた。これは懇親会参加を義務としないことを前提として世話人に就任してもらっていること、にもかかわらずクラス間に懇親会開催の格差が生じ、事実上世話人に懇親会の開催・費用負担を強制するような事態が発生すると、就任した世話人を困惑させるし、究極的に世話人の確保が困難となる事態が発生することを危惧したものである。

他方、クラス制開始後に、世話人からは新規登録弁護士同士の情報交換の場、新規登録弁護士の世話人への相談の場等としてクラス終了後の懇親会は重要であり、また、新規登録弁護士の会費負担の軽減の必要もあり、世話人のクラス終了後の懇親会への参加、会費の負担は不可避な面があることも指摘された。どのようにバランスを取るのか難しく今後の検討が必要な事項となっている。なお、かかる観点を検討し、上記のとおり会の費用負担を増加し懇親会の開催を容易にするべく措置が図られてきている。

カ クラス編成のタイミング

昨今の情勢として会への登録が漸次的である（12月の一斉登録の後にも相当数が年明けにも登録してくる）。この登録に合わせて順次クラスを編成することとなるが、なかなか人数が集まらない等困難な面がある。これからもこの傾向は変わらないであろうと予想される。ところ、効率的なクラス編成の方法を模索することが

必要となっている。

(4) 総括

以上、課題は種々存在するものの、クラス別研修は、受講した新規登録弁護士からは大変好評のようである。研修がない月にも食事会等の企画を行い自主的に懇親を図っているクラスもあり、現在の司法修習において同期同士の繋がりを形成しにくい中であって、同期間の情報交換と懇親を深める場としては予想以上に有効に機能していた模様である。また、クラス終了後の懇親会にあつては世話人に所属事務所の異動、所属事務所での仕事等についての相談がされる等、相談相手として世話人の存在も大変貴重である。

クラス制は新規登録弁護士の基本的な弁護士のスキルの習得の場として、また、同期相互間の懇親を図り情報交換する場として有効である。OJTとまでは行かないものの若手サポートとしての面も見過ごせないものがあり、今後も課題を検討しつつ継続していくことが望ましい（クラス別研修につき東弁会報「LIBRA」2013年4月号「東京弁護士会の若手支援制度」中「Ⅱクラス制（1）クラス制の概略①65期 2012年副会長白井裕子」及び同2017年1月号を参照されたい。なお、それらの同記事中に世話人と受講者の感想が掲載されているので併せて参照されたい。）。

第5 弁護士への業務妨害とその対策

1 弁護士業務妨害をめぐる最近の情勢

2010（平成22）年、前野義広弁護士（神奈川）、津谷裕貴弁護士（秋田）が、いずれも業務に関連して殺害されるという最悪の事件が発生した。坂本堤弁護士一家殺害事件、渡辺興安弁護士殺害事件、岡村弁護士夫人殺害事件、女性事務員殺害事件（大阪、2007〔平成19〕年）など、弁護士・家族・事務員などの「命」に関わる重大かつ悪質な業務妨害事件が続発した。

日弁連は、弁護士業務妨害対策委員会において、各単位数会に向け、業務妨害対策のための組織作りや活動の基本モデルを作り、さらに全会員向けに対策マニュアルとして、2023（令和5）年6月、「弁護士業務妨害対策マニュアル（六訂版）」を発行している。

東弁では、1998（平成10）年4月、弁護士業務妨害

対策特別委員会を発足させ、同時に「弁護士業務妨害対策センター」をスタートさせた。

2 弁護士業務妨害対策センターの活動状況

(1) アンケートによる実態調査

1997（平成9）年に実施された東弁全会員へのアンケートによって、弁護士に対する業務妨害はすでに多数発生しており、決して特殊なことではなく、誰にでも起き得ること、その妨害の形態が多様であることなどが明らかとなった。のみならず、1997（平成9）年の時点では弁護士会として対策が皆無に近かったことも浮き彫りにされた。

それら妨害行為にあつた弁護士が採った具体的対策としては、警察への通報・刑事告訴・仮処分申請等が

一般的であり、複数弁護士での対応等も一定の効果が認められている。その反面、当時は、弁護士会は全く頼りにならない存在であった。

(2) 積極的対策

以上のような実態への反省から、近年は各地で弁護士会による具体的対策が講じられつつある。単位会によっては、派遣弁護士制度や、弁護士会として仮処分申立てをする、弁護士会の名前で警告を発する等、弁護士会が主体的に動くケースが見られるようになってきた。

そのような情勢を踏まえ、東弁では、1998（平成10）年4月に「弁護士業務妨害対策特別委員会」（以下、「委員会」という。）を発足させ、「弁護士業務妨害対策センター」（以下、「センター」という。）を設置した。これは、弁護士業務妨害を個々の弁護士個人の問題として押しつけるのではなく、弁護士会が動いて、業務妨害を受けている会員に寄り添って活動してこそ効果的かつ抜本的対策になるのだとの共通認識から、より積極的に弁護士会自体が動けるシステムを作るべきであると判断されたものである。

(3) センターの設置と運用

ア 組織

委員会委員、及び一般会員から募集し受任候補者名簿に登録された支援委員によって構成される。

イ 支援活動の流れ

(ア) 弁護士会事務局に窓口（業務課）を設置し、被害を受けている（おそれのある）弁護士からの支援要請を受け付ける。

(イ) 担当委員が事情聴取をし、委員会に報告する。委員会で支援の必要性及び方法について検討する。ただし、緊急を要する場合には、委員会には事後報告とし、正副委員長の協議により迅速な支援対応ができるようにする。

ウ 支援の内容

センターが行う支援の内容としては、①対策ノウハウの提供、②支援弁護士の派遣、③委員会委員ないし支援委員有志の名での妨害者に対する通告・勧告・警告、④仮処分その他の法的手続、⑤警察その他関係機関との連携、⑥広報などがある。

エ 費用負担

支援活動の費用負担は原則として、支援要請弁護士への負担とする。東弁では、2015（平成27）年に規則等

を改正し、支援要請弁護士に対する費用の支給や立替え、立替金の償還免除の制度を整備拡充した。支援制度及びセンターを周知し、より利用しやすいものとする必要がある。

(4) 研究活動

業務妨害の中でも、暴力団や右翼団体など民事介入暴力と共通するものについては、ノウハウもほぼ固まっている。委員会では、様々な業務妨害に対応すべく、オリエンテーション、シンポジウム、他会との経験交流会等を行い、妨害対策のノウハウの習得や情報交換をしている。

また事務所襲撃型の業務妨害では、弁護士だけでなく、事務員も被害者になる可能性があるため、事務所のセキュリティ（常時施錠など）・弁護士と事務員との連携・事務員の対処法等の研究及び情報提供もしている。

近年、インターネット上で誹謗中傷等を行う業務妨害が増加しており、その対応の必要に迫られていた。そこで2016（平成28）年4月、インターネットに詳しい弁護士が中心となって委員会内にインターネット業務妨害対策PT（プロジェクトチーム）を結成し、インターネットによる業務妨害に対応できる体制を整えた。

さらに当時、一弁の会員がインターネットによる悪質な業務妨害を受け、甚大な被害を被っていたことから、各单位会の情報及び対策ノウハウを結集し、東京三会が協力して一体となって対応すべきではないかということになり、2016（平成28）年5月、東京三会の業務妨害対策委員会の有志で東京三会インターネット業務妨害対策PT（以下、「東京三会PT」という。）を立ち上げた（なお、同PTは、東京三会が一体となって日弁連・裁判所・国会等に働きかけることもその活動内容としている。）。

2017（平成29）年4月から、委員会と長年経験交流会を行っている神奈川県弁護士会業務妨害対策委員会の委員長が、東京三会PTに参加するようになった。同委員会も、多発するインターネットによる業務妨害に対応せざるを得ない状況になってきたためである。そして2018（平成30）年4月、神奈川県弁護士会業務妨害対策委員会も東京三会PTの正式メンバーになり、東京三会PTは現在では「四会インターネット業務妨害対策PT」という名称になっている。

(5) 「ハンドブック」の作成配布

委員会では、2002（平成14）年3月、様々な妨害形態を分類し、分析して、それぞれに適切な対策ノウハウをまとめた「弁護士業務妨害対策ハンドブック－弁護士が狙われる時代に－」を作成し、東弁全会員に配布した。その後、同ハンドブックについては、2019（平成31）年3月、サイバー攻撃対策・好意恋愛感情を抱く者への対応・後見業務にまつわる業務妨害対策・弁護士に落ち度がある場合にも積極的な支援要請をすべきことなどの新項目を追加した三訂版を発行した。また、委員会は、2016（平成28）年には、法律事務所のセキュリティ対策に特化した「常時施錠から始まる事務所のセキュリティハンドブック－事務所襲撃型妨害に備える－」を発行した。

なお、四会インターネット業務妨害対策PTでは、サイバー攻撃から法律事務所を守るための対策ノウハウをまとめた「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル」を2021（令和3）年9月に発行した。

(6) 広報活動

委員会は、2002（平成14）年10月から2021（令和3）年4月まで、東弁「LIBRA」の「弁護士が狙われる時代－弁護士業務妨害への対応」というコーナーにおいて、隔月で業務妨害対策のノウハウや情報等に関する原稿を載せてきた。

(7) 支援要請の実情

被害を受けている弁護士からセンターに対する支援

要請は、増加傾向にある。事件の相手方や依頼者からの脅迫行為、つきまとい、嫌がらせ、インターネットでの誹謗中傷、不当な高額賠償請求、濫訴的懲戒請求等々、その妨害形態は多様化している。

しかし、実際の妨害の件数に比して、支援要請に及ぶのはその一部であり、被害を受けながらも堪え忍ぶか、自ら対処している案件も少なくないものと推察される。

3 業務妨害根絶に向けて

以上のように、弁護士業務妨害対策システムは、整備されつつあるが、今後もより一層利用しやすい制度とするための努力が必要である。

法友会としても、東弁の活動を全面的にバックアップしていかなければならない。例えば、支援委員への積極的登録、情報提供等々である。

最大単位会たる東弁としては全国に範を示すべく、積極的かつ具体的に活動を推進していかなければならない。日弁連のバックアップ、東京地裁における仮処分決定の蓄積、警察庁・警視庁との連携、マスコミによる広報宣伝等々、東弁の果たすべき役割は極めて大きい。

卑劣な業務妨害を根絶し、正当な弁護士業務を守り、ひいては我々弁護士が人権擁護と社会正義の実現という使命を全うすることができるようにするために、弁護士会全体が一丸となり断固として戦うという姿勢を世に示していかなければならない。

第6 弁護士費用保険

1 弁護士費用保険について

弁護士費用保険は、日本においては交通事故の分野で発展をみせ、交通の分野でいえば、保険会社や共済組合が販売する保険の契約者が事故被害などに遭い、弁護士に法律相談や交渉等の依頼をした場合、その弁護士費用や調査費用などが保険金として支払われる保険である。権利保護保険、弁護士保険など様々な呼称されることもあり、弁特（べんとく）と呼ばれるかたちで弁護士のみならず、市民の間にも浸透をみせている。弁護士費用保険は、主として自動車保険の特約として販売されてきたが、交通事故に関連する刑事事件、

相続や離婚などの一般民事事件、医療機関や介護・福祉施設などに対する業務妨害のほか、ネットトラブルや近隣トラブルの分野などにも広がりを見せている。

交通事故の分野でいえば、年間で数千円の保険料で加入することができるが、事故の当事者として、何らかの請求を相手方にする際に利用することができ、また、日弁連との協定を結んでいる保険会社の弁護士費用特約は最大で300万円までの支払いがなされる点や、特約の利用をしても保険料の増額がないことに長所がある。実際の利用件数をみても、交通事故分野では年間4万件ほどの利用の実績があり、利用は増加の一途

をたどっている。

市民が弁護士を利用する際に障壁になってしまう原因の1つとしては、弁護士費用の負担の問題が挙げられており、費用の支払いを理由に権利が保護されない状況を打破するために、この保険が各種分野に更に普及をしていくことが求められている。

2 弁護士費用保険の種類について

先のとおり、自動車損害賠償保険の内容の1つとして発展をしてきた弁護士費用特約であるが、自動車損害賠償保険以外について敷衍すれば、①交通事故を中心とする偶発事故、②交通事故（刑事）、③一般民事、④偶発事故（対人・対物被害）、業務妨害等対応（経済的被害）、⑤業務妨害行為対応（医療機関、介護・福祉施設、獣医師、保育施設等）、⑥業務妨害行為対応（PTA）、⑦中小企業、⑧争訟対応（中小企業+業務妨害行為対応）、⑨成年後見申立・遺産分割、⑩ネットトラブル、⑪近隣トラブル・ストーカー対策など多くの分野に広がりを見せている。

日弁連リーガル・アクセス・センター（LAC）は、このような多分野での弁護士費用特約の発展に尽力をしてきており、今後も更に多くの分野に広がりを見ることが期待されている。

3 日弁連の動き

日弁連の動きについて、これまで日弁連が損害保険会社との協議を続けた結果、権利保護保険という保険商品が販売されることとなり、また、保険の利用に伴い必要となる弁護士自体の紹介を担う制度も日弁連が作ったものである。さらに、日弁連及び各単位会にリーガル・アクセス・センターが設置され、同センターが制度の発展維持と保険会社との協議を続けている。なお、弁護士費用保険の発展の経過については、前年度の政策要綱が明るく参照をされたい。

近時では、弁護士費用保険における保険料所得控除についての議論がなされるなど、弁護士費用保険の更なる発展のために議論が重ねられている。

4 保険開発と発展について

2022（令和4）年1月1日時点において、日弁連と協定している損害保険会社・共済組合の合計は20団体となっており、弁護士費用保険販売件数とLAC取扱件

数は年々増加している。多様な分野にて保険開発がなされるなかで、保険会社から日弁連に対して、弁護士法72条が定める、いわゆる非弁提携とならないかなど照会がなされることもある。また、その保険商品に関連する弁護士費用特約の仕組みを理解した弁護士の紹介をできる仕組みの照会がなされることもある。

多様な分野の保険商品が販売されるようになった現状を踏まえ、今後も日弁連が保険商品の開発に主体的に関わりながら、多様な分野での保険が販売されるよう努めていく必要がある。

5 課題と今後の展望について

弁護士費用保険が普及することは司法アクセスの改善や社会に生じる紛争解決のために、制度の持つ問題点も意識した上で弁護士会としても将来的な発展を応援すべきであるが、この制度には以下のような問題点がある。

① まず、保険金支払い基準の理解の問題がある。現在は、旧日弁連報酬基準を基礎として円滑な保険金支払いのための基準が決められているが、保険を利用することを前提として案件を依頼された弁護士が保険の仕組みや保険金の支払い基準を理解することが重要となる。すなわち、仕組みや支払い基準を誤認していただければ、報酬として算段をしていた金額よりも少ないかたちで保険金が支給されるときに問題となり、その相違について解消ができないとなれば、あくまでも委任契約が弁護士と依頼者の間の契約であることから、保険利用者たる依頼者の負担になりかねない。弁護士費用保険の謳い文句として、「費用の全てが保険から払われる」との誤解を生む説明がなされている事案も散見がされ、こうした場合においては、依頼者との間においても報酬のトラブルが発生するおそれがある。こうしたトラブルが蔓延するとなれば、弁護士費用の問題を脇において紛争を解決する手段として弁護士に依頼をするという障壁を取り払った趣旨が失われてしまいかねない。こうした事態を避けるためにも、今後においても引き続き、弁護士側に研修を実施するなどして、保険の仕組みや保険金の支払い基準の正確な理解が求めていくべきである。

② こうした問題を考えたときに、そもそも、その保険金の支払い基準が妥当なのかという問題が出てくるが、弁護士費用保険の利用に関して、保険会社と日

弁連との間で協議会が開かれた際には議論がなされる項目の1つとなる。

この点、いわゆる着手金・報酬金方式では弁護士報酬が低廉過ぎるという欠点があった少額事件関係は、時間制報酬制度の導入により60万円を一応の上限として請求できる制度となった。訴額が10万円の事件でも弁護士報酬が60万円まで払われるということも想定され、経済的な利益が少額的事件などにおいて、事件における泣き寝入り防止に役立つことが期待されている。ただし、時間制報酬は適正な支払いを担保するために、保険会社への報告や請求に関して事務作業などが求められることになる。

こうした時間制報酬制度の今後の課題の1つとしては、貨幣価値の変動に伴っての支払い基準の変化である。時間制報酬制度においては、1時間当たりの報酬が2万円まで設定することが可能となっているが、物価の上昇や基本賃金の上昇など導入当初と状況が異なることからすれば、現在の状態が維持されるべきなのかは検討が必要である。

③ その他の問題としては、交通事故に関する弁護士費用保険は、日弁連と協定を結んでいる20団体以外も販売しているが、保険金の支払い基準が異なることがあるという点である。非協定会社においては時間制報酬制度を採用していない保険会社もあり、こうした保険会社の弁護士費用保険の利用は拒否をする弁護士も生まれている。この是非はあるとしても実態としては生じている問題である中、どのように解決をするかは難しい問題をはらんでいるといえる。弁護士費用保険は保険会社の商品であり、保険会社の間で内容を同一にする必要は必ずしもなく、自由競争のなかで発展

することが望まれるが、市民目線でいえば、弁護士費用保険という同じ呼称のなかに弁護士に対応をしてももらえない保険があるとすれば、弁護士費用保険に対する信用が失われかねない。利用がしにくい保険は自然淘汰されていけば良いという考え方もあるが、市民において決して利用する機会が多くない弁護士費用保険が、いざというときに使えない・使いにくいという状況は改善されるべきであり、例えば、利用の多い交通事故における弁護士費用保険においては、日弁連との協定保険会社を増やすことを強く推進していくことが求められているのである。

④ また、その他の課題と今後の展望としては、弁護士費用保険の保険料控除に関する制度の構築、協定保険会社との間での保険金支払い基準に最低報酬金の制度を導入すること、近々の問題としてはインボイス制度への対応など、多くの課題がある。こうした中でも、弁護士費用保険が更に発展していくためには、何よりも保険開発をする保険会社との間で信頼関係を構築していくこと、市民から信用される制度にしておくことが重要である。この実現のために、保険利用に伴う弁護士の供給体制の構築をすること、供給される弁護士の質の確保、保険会社等との意見交換会の定期的な開催、信頼が崩れそうになる場面である弁護士費用保険に関するトラブルについて、迅速かつ適切に解決していくことが引き続き求められる。また、実際に弁護士費用保険を利用している弁護士や交通事故でいえば現場のサービスセンターからの声を聞き取り、権利保護保険とされる保険がより良く発展されることが求められる。

第7 弁護士広告の自由化と適正化

1 広告の自由化と不適切な広告に対する規制

2000（平成12）年3月24日、日弁連は、それまで原則禁止とされていた弁護士の業務広告について、「弁護士の業務の広告に関する規程」を廃止し、広告を原則自由とする「弁護士の業務広告に関する規程」を会規として採択し、同規程は同年10月1日から施行された。同規程は、2014（平成26）年12月5日、外国法事務弁護士法人制度創設に係る会規の整備により一部改

正され、現在は「弁護士等の業務広告に関する規程」（以下、「広告規程」という。）となっている。

広告規程では、広告を原則自由とした上で、一定の種類の広告について禁止規定が置かれている（3条）。

具体的には、①事実に合致していない広告、②誤導又は誤認のおそれのある広告、③誇大又は過度な期待を抱かせる広告、④困惑させ、又は過度な不安をおおる広告、⑤特定の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁

護士、外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれらの事務所と比較した広告、⑥法令又は日弁連若しくは所属弁護士会の会則若しくは会規に違反する広告、⑦弁護士等の品位又は信用を損なうおそれのある広告、の7種類である（なお④は、2008〔平成20〕年12月、特定商取引に関する法律改正に伴い追加されたものである。）。

また、広告規程では、表示できない広告事項として、①訴訟の勝訴率、②顧問先又は依頼者、③受任中の事件、④過去に取扱い又は関与した事件が列挙されている（4条）。なお、この内②～④については、依頼者の書面による同意がある場合には許される。また、③については、依頼者が特定されない場合で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合、④については、広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合には、同意がなくとも広告に表示をすることが許されている。

このほか、広告規程は、①訪問又は電話による広告、承諾を得ない電子メールによる広告（5条）、②特定の事件の勧誘広告（ただし公益上の必要がある場合等には許される。）（6条）、③広告の対象者への有価物等の利益供与（7条）を禁止している。

2 業務広告に関する指針

弁護士の業務広告に対する規制は、市民への広告による弊害防止の観点から設けられているものではあるが、上記広告規程には抽象的な文言もあり、結果として弁護士の広告に対する萎縮効果をもたらし、弁護士の広告の活性化を阻害しているのではないかと、弁護士各自の業務拡大への工夫の範囲を狭めているのではないかと意見があった。

日弁連は、2000（平成12）年、広告規程と同時に「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する運用指針」（以下、「運用指針」という。）を定めたが、例えば、「専門分野」の表示については、国民が強クその情報提供を望んでいる事項としながら、何を基準として専門分野と認めるかの判定が困難であるとして、「現状ではその表示を控えるのが望ましい」と指摘するにとどまっていた。

しかし、広告規程及び運用指針による運用がなされてきた10年間の研究・議論の成果を反映させ、弊害を

防止しながらも、市民が情報提供を求めている専門分野を弁護士が積極的に表示できるようにする方向での運用方針の見直しが求められていたことから、日弁連は、2012（平成24）年3月15日開催の理事会において、運用指針を、「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」に全面改正し、続いて2014年（平成26）年12月18日、現在の「業務広告に関する指針」（以下、「広告指針」という。）への改正が行われた。

広告指針においては、先に述べた「専門分野」の表示については、運用指針同様、「表示を控えるのが望ましい」との結論に変更はない。ただし、広告中に使用した場合、文脈によって問題となりうる用語の具体例として、「信頼性抜群」、「顧客満足度」その他実証不能な優位性を示す用語などが明示された（第3第13項）。なお、広告指針では、電話、電子メールその他の通信手段により受任する場合の広告記載事項についても定められた（第8第2項）。

その後、広告指針は、2018（平成30）年1月18日に改正が行われ、別途「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」（後述）が制定されたことに伴い、広告指針から「弁護士情報提供ホームページにおける周旋と広告の関係」に関する項目が削除されている。

3 弁護士業務広告の実態と弁護士情報提供ウェブサイト

弁護士業務広告としては、かつては電話帳広告、近時においてはテレビ・ラジオのCM、電車の車内広告や駅構内の広告なども見受けられるが、現状においてはインターネット広告が大半を占めるものと思われる。

インターネット広告について、法律事務所又は個人のウェブサイトを作成している弁護士は多いが、かつては既存の顧客への情報提供のために作成している場合が中心と考えられていたところ、現在では、広告宣伝手段として利用されることが増えている。

そして、インターネット広告は、ニュースサイトなどへのバナー広告、検索サイトにおけるリスティング広告、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどSNSを利用した広告など多様化しているが、現行の日弁連の広告指針は、従来型のウェブサイト、電子メール等のみを念頭に置いたものである。新しい形態のインターネット広告に対応した指針の改正が期待されるとこ

ろである。

また、インターネット広告を展開している法律事務所のウェブサイトにおいて、キャンペーンの表示が景品表示法に違反し広告規程にも抵触するとして懲戒処分が下された事案など、不適切な広告も散見される。かかる事案は、マスコミにおいても大きく報道された。

さらに、近時は、広告業者が法律事務所のウェブサイトを作成するなどして顧客を集めた上で弁護士に多額の広告費を請求する事案が問題となっている。そうした業者が、更に法律事務所に事務員を派遣し、事務所の運営を事実上支配していたことが非弁提携に当たるとして弁護士法違反で摘発されるという事例も生じている。

こうした事例に対しては、2015（平成27）年1月、日弁連に「インターネットを利用した弁護士等の広告の在り方検討ワーキンググループ」が設置され、2016（平成28）年4月からは、その後継となる「インターネットを利用した弁護士等の情報提供に関する諸課題検討ワーキンググループ」において議論が行われ、2018（平成30）年1月18日、先述の「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」が制定された。

この指針は、弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載が弁護士職務基本規程（以下、「基本規程」という。）に違反することとなるような場合を明らかにしてこれを防止し、かつ、弁護士会が適切な指導及び監督を行なうことができるようにすることを目的とするものである。具体的には、弁護士情報提供ウェブサイトによる依頼者の紹介等が、基本規程11条、弁護士法72条に関して「周旋」、「報酬を得る目的」に当たりうる場合の基準、基本規程12条「報酬分配の制限」、同13条「依頼者紹介の対価」に該当するかの基準等について定められている。また、弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載が、業務広告に該当する場合には広告規程及び広告指針に違反するものであってはならないとされている。

4 これからの弁護士業務広告の在り方

2000（平成12）年に弁護士の業務広告が原則自由化されて以降、インターネット上にウェブサイトを持つ事務所の数は飛躍的に増え、様々な業務広告を行う事務所も増えてきた。法律事務所の広告コンサルティングを行う業者も相当数あるようである。今後も、弁護士の業務広告は着実に拡大していくものと思われる。このことが、市民への弁護士情報の提供という観点から、好ましい面があることは間違いない。

一方、不適切な広告も散見され、業務広告規制の内容を知らない弁護士も多数存在すると思われる。弁護士業務広告の適正化は、消費者問題に止まらず弁護士自治にもかかわる問題であり、若手弁護士を中心に広告規制の周知徹底にも努める必要がある（2023〔令和5〕年は、国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告について、弁護士法、基本規程、または広告規程に違反するおそれのあるものが散見されるとして、弁護士会が市民に向けて注意喚起を行う事態も生じている。）。

弁護士会としては、若手支援策の一環として、研修等を通じて効果的な広告方法について伝えるとともに、広告を行うに当たり注意すべきポイントを周知していくべきである。

今後も、弊害防止に考慮しつつ業務広告のさらなる活性化と適正化の観点から議論を重ね、広告規程や広告指針を適宜見直して必要な改訂を行うべきである。そして、広告規程や広告指針を策定するのが日弁連であるとしても、個別の案件に関する調査権限及び必要な措置をとる権限をもつのは各単位会であるから、広告媒体の多様化に応じて、各単位会が日弁連と協力しながら、個別具体的に弁護士による広告の適否を判断していく必要がある（広告規程12条）。

多くの弁護士が、市民の求める情報を発信して身近な存在となり、弁護士の業務拡大を図っていくため、広告規制には留意しつつ、引き続き弁護士業務広告の活性化と弁護士業務の発展に繋げる取組みを行うべきである。